瑞穂町障害者計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画

令和6年度~令和8年度



令和6年3月 瑞 穂 町





はじめに

近年の超少子高齢社会の到来や核家族化の進行、共働き世帯の増加のほか、個人の価値観や就労形態、生活時間帯の多様化などにより、家族や地域住民のコミュニケーションの希薄化、支え合い機能の低下が懸念されています。こうした中、障がいがある人の高齢化や障がいの重度化、親亡き後の問題など、障がいのある人を取り巻く状況も変化し、多様なニーズに対するきめ細かな対応が一層求められるようになっています。

瑞穂町では、令和3年度から3年間の障害福祉サービス、障害児 通所支援、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等、障 がいがある方の生活状況に応じた切れ目のない適切な支援を図る施



策の方向性を示すものとして、「瑞穂町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、障がい者施策の推進に努めてまいりました。

この3年の間に、国では、新型コロナウイルス感染症の流行による社会情勢の変化や「東京パラリンピック競技大会」の開催、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」・「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の施行、障がい関連各種法律の改正などによる、障がいの範囲の拡大などの動きがありました。更に、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」(令和5年5月19日)を行い、各種障がい施策の一層の推進を地方自治体に求めています。

町では、令和5年度に現在の計画が最終年度を迎えるにあたり、現在の社会情勢や国及び東京都の動向などを反映させ、令和6年度を始期とする新たな「瑞穂町障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児計画」を策定しました。

この計画に基づき、引き続き「つながり、ささえあい、安心して健康に暮らせるまち みず ほ」の実現を目指してまいりますので、住民の皆様、関係機関の方々のより一層のご理解とご 協力をお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました「瑞穂町障害福祉計画専門分科会」委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました住民の皆様や関係者の方々に対し、厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

瑞穂町長 杉浦 裕之





目 次

第1編 計画策定の趣旨

第1章 計画の改定にあたって	3
1 新計画策定の背景	3
2 障がい者支援に関する国の主な動向	
3 計画の概要	
4 計画の期間	
5 計画の対象	
5 时间•//3	
第2編 瑞穂町の障がいのある人の現状	
第1章 障がいのある人の現状	13
1 人口及び障がい者(児)(手帳所持者)数の推移	13
2 各手帳所持者数の状況	14
第2章 障がい者(児)(手帳所持者)数の推計	17
第3章 第6期障害福祉計画の進捗状況	18
1 指定障害福祉サービス・指定相談支援と障がい児支援	18
2 地域生活支援事業	20
3 成果目標の達成状況	23
第4章 アンケート調査結果の概要	27
1 調査概要	27
2 アンケート結果の要約	29
3 アンケート結果からみた課題	45
第3編 計画の基本的な考え方	
第1章 基本理念49	
1 計画の概要49	
2 基本的な考え方49	Hy take down to the
3 基本理念	



第2章 基本 基本目標1 基本目標2 基本目標3 基本目標4	目標	50 50 50
第3章 施策	の体系	51
第4編 障害	者計画	
第1章 基本 基本目標1	計画 ふれあい、ささえあいの地域づくり	
基本目標 2		
基本目標3	障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり	
基本目標4		
第1章 シス 1 障がい	福祉計画・障害児福祉計画 テム全体像のまる人への自立支援システム全体像	73
	児への支援システム全体像	
一 第2音 居宝	福祉計画・障害児福祉計画の成果目標	74
1 福祉施	設入所者の地域生活への移行	74
1 福祉施 2 地域生	活支援の充実	74 76
 福祉施 地域生 福祉施 	活支援の充実 設から一般就労への移行等	74 76 77
 福祉施 地域生 福祉施 障がい 	活支援の充実 設から一般就労への移行等 児支援の提供体制の整備	74 76 77
 福祉施 地域生 福祉施 障がい 相談支 	活支援の充実 設から一般就労への移行等	74



44 A 3	亲 · 陈史迈刘司志办送钱比博	01
	章 障害福祉計画の活動指標	
1	サービス見込量の考え方	
2	訪問系サービス	
3	日中活動系サービス	84
4	居住系サービス	86
5	相談支援(サービス等利用計画の作成)	87
	÷	
	章 障害児福祉計画の活動指標	
1	/ 一//00/2011/10/2011	
2	障がい児支援	88
等 6 =	等。地域火沃士控 审类	0.0
あり [‡] 1	章 地域生活支援事業	
•	/ これの企業 / 1/2/3	
2	地域生活支援事業の推進	90
第6編	計画の推進・進行管理	
第1章	章 推進・進行管理の考え方	103
1	「PDCA サイクル」に基づく推進・進行管理	103
2	「成果目標」と「活動指標」について	103
第2章	章 計画推進の体制	
1	啓発・周知の徹底	104
2	サービス提供体制の確保	104
3	相談支援体制の強化、「自立支援協議会」の運営	104
4	住民との協働体制の構築・強化	104
5	庁内及び東京都との連携体制の構築	105
6	計画の達成状況の評価・点検	105



資料編

1	策定経過	109
2	瑞穂町地域保健福祉審議会条例	110
3	瑞穂町地域保健福祉審議会条例施行規則	112
4	瑞穂町地域保健福祉審議会委員名簿	113
5	瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会委員名簿	114
6	瑞穂町障害福祉関連事業所マップ	115

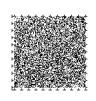
◇障害の「害」の表記について◇

瑞穂町では、これまで「障害者」と表記していた文字は、「障がいのある人」、「障がいのある方」、「〇〇の不自由な方」、「障がい者」と別の字句に置き換えて、表記するものとすることを平成18年7月18日の条例等審議会で確認しました。

その理由としては、「害」の文字は、「害悪」、「公害」といった否定的で負のイメージを連想させる字句に用いられることが多いと考えられることから、「障害者」のように「ひと」に関連して使用する場合、「害」の文字を使用することは人権尊重の観点から好ましいことではないため、少しでも不快感を与えないような表記に改めることとしました。

ただし、法律名、政令名、省令名、条例名、規則名、告示・通知の名称、法律、条例その他の 規程で使用されている用語、団体の名称、施設の名称、大会・行事等の名称、行政組織上の名称 については除外することとしています。

表記方法については、国語に対する意識の動向、法令の字句の使用状況を踏まえ、今後も見直 しを行うことがあります。



第1編 計画策定の趣旨





第1章 計画の改定にあたって



1 新計画策定の背景

町では、障がいのある人もない人も、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりをめざし、「つながり、ささえあい、安心して 健康に暮らせるまち みずほ」を基本理念として、令和3年3月に『瑞穂町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

この間、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催、「障害を理由とする 差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)」の改正、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。)」の制定等の大きな動きが見られました。

一方、社会状況に目を向けると、新型コロナウイルスの感染拡大は、人々の生命や安定した生活を脅かし、障がい者やその家族、支援者等にも多大な影響を与えました。障がい者等の生命を守り、安全・安心な日常生活及び社会生活を支えるため、障がい者やその家族、支援者等を支える施策の一層の充実を図るとともに、住民一人ひとりが障がい及び障がい者への理解を深め互いに支え合う社会の実現が求められています。

国では、こうした動向を踏まえながら、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、令和5年3月に「障害者基本計画(第5次)」(令和5年度~令和9年度)を策定しました。

「障害者基本計画(第5次)」では、共生社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、国が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めています。

東京都では、国の動向や方針、都における取組実績等を踏まえ、障がい者を取り巻く環境変化及び社会状況に対応し障がい者施策の一層の充実に取り組むため、令和4年3月に、「東京都障害者・障害児施策推進計画」を策定しました。計画では、障がい者施策を総合的に展開するため、「1全ての都民が共に暮らす共生社会の実現」「2 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現」「3 障害者がいきいきと働ける社会の実現」を基本目標としています。

こうした中、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、親亡き後の問題など、障がいのある人を取り巻く状況は大きく変化し、多様なニーズに対するきめ細かな対応が求められています。 障がいの有無にかかわらず、地域の誰もがかけがえのない個人として尊重され、社会に参加・参画することのできる共生社会を実現するために、町が担う役割は重要なものとなっています。

そのため、町では『瑞穂町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』の計画期間が令和5年度末で終了することから、国及び都の動向、社会情勢の変化、障がいのある人のニーズ等を踏まえ、さらなる障がい者施策の推進に向けて新たな計画を策定します。



2 障がい者支援に関する国の主な動向

(1) 関係法令等の近年の動向

①障害者差別解消法の改正…令和3年5月

事業所に対し、合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化することが規定されました。

②医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(以下「医療的ケア児支援法」 という。)…令和3年9月

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としています。

③障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行…令和4年5月 全ての障がい者が、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加するために情報の 十分な取得利用・円滑な意思疎通を図ることできるよう、障がい者による情報の取得利用・意

思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として公布・施行されました。

④児童福祉法の改正…令和4年6月

子育て世帯に困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育 て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充などが規定されました。

⑤障害者総合支援法の改正…令和4年12月

障がい者等の希望する生活を実現するため、地域生活や就労の支援の強化などが規定されま した。

⑥障害者雇用促進法の改正…令和4年12月

事業主の責務として障がい者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、障がい者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、障がい者雇用の質の向上などが規定されました。

⑦難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)の改正…令和4 年12月

難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、 指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる ことが規定されました。



(2) 国の基本計画

令和5年3月に策定された、障害者基本計画(第5次)の概要は以下のとおりです。

■第5次障害者基本計画の概要

〔計画期間〕

令和5年度から令和9年度までの5年間

[基本理念]

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

[各分野に共通する横断的視点]

- ○条約の理念の尊重及び整合性の確保
- ○共生社会の実現に資する取組の推進
- ○当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- ○障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- ○障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- ○PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

[各論の主な内容]

- 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- 2. 安全・安心な生活環境の整備
- 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 4. 防災、防犯等の推進
- 5. 行政等における配慮の充実
- 6. 保健・医療の推進
- 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- 8. 教育の振興
- 9. 雇用・就業、経済的自立の支援
- 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
- 11. 国際社会での協力・連携の推進



(3)障害福祉計画の見直しのポイント

本計画の策定にあたって、国の基本指針(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な 実施を確保するための基本的な指針)が示されています。この基本指針見直しのポイントは以下 の通りです。

■障害福祉計画の見直しのポイント

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦障害者等に対する虐待の防止
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定
- ②障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ③障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭その他:地方分権提案に対する対応



3 計画の概要

(1)計画の法的根拠

として策定するものです。

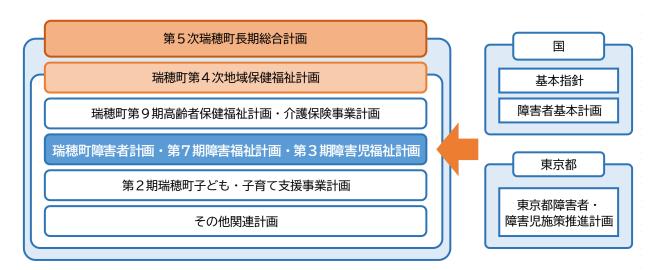
本計画は、障害福祉サービス、障害児通所支援等、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を含め、障がいのある人に関する施策・事業等を広く定めるため、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と、「障害者総合支援法」第88条第1項、「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障害福祉計画」・「市町村障害児福祉計画」を一体

計画	根拠法	内 容
障害者計画	障害者基本法 第11条3項	障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める
障害福祉計画	障害者総合支援法 第88条	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の 必要量の見込み及び提供体制の確保に関して定める
障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20	障害児通所支援・相談支援の必要量の見込み及び提供 体制の確保などに関して定める

(2)計画の位置付け

本計画は、最上位計画である『第5次瑞穂町長期総合計画』及び『瑞穂町第4次地域保健福祉 計画』を上位計画に持つものとして位置付けられています。

したがって、東京都及び国の計画等と整合を図った計画であると共に、『第5次瑞穂町長期総合計画』及び『瑞穂町第4次地域保健福祉計画』と一体的に取り組むものであり、その施策の基本方向を踏まえた上で、障がい者(児)施策を総合的・体系的に進めるための指針として取りまとめた計画となっています。

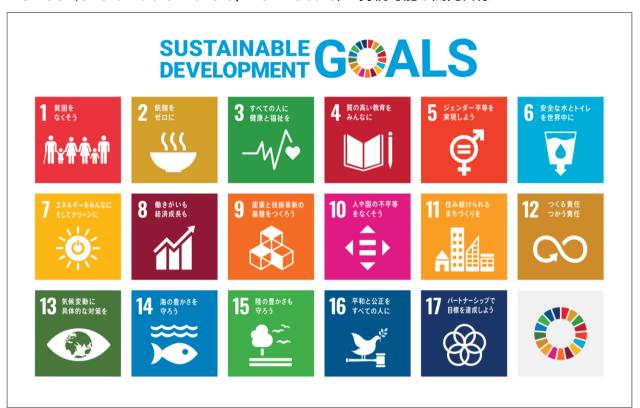




(3) SDGs との関連

平成27年9月の国連サミットで採択された「SDGs (Sustainable Development Goals の略): 持続可能な開発目標」とは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた、令和12年までの国際目標です。SDGsに掲げられている17のゴールを追求することは、町における諸課題の解決に貢献し、本計画の施策の推進につながると考えられます。

■SDGs (Sustainable Development Goals):持続可能な開発目標



■本計画と関連があるゴール



目標1 貧困

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標3 保健

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する





目標4 教育

すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促 進する



目標8 経済成長と雇用

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用 と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標 10 不平等

国内及び各国家間の不平等等を是正する



目標 11 持続可能な都市

包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実 現する



目標 16 平和

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法 へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包 摂的な制度を構築する



目標 17 実施手段

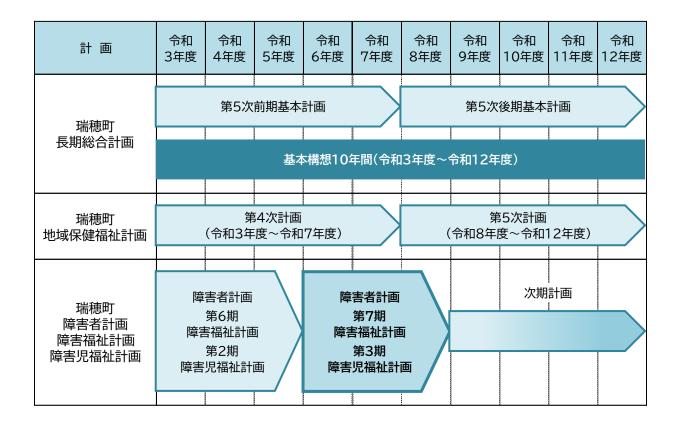
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ を活性化する

出典:外務省国際協力局「持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組」



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。



5 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高 次脳機能障がい、難病等、何らかの障がいがあるため、日常生活や社会生活の中で、継続的に相当 な制限を受ける状態にある人を計画の対象とします。



第2編 瑞穂町の障がいのある人の現状



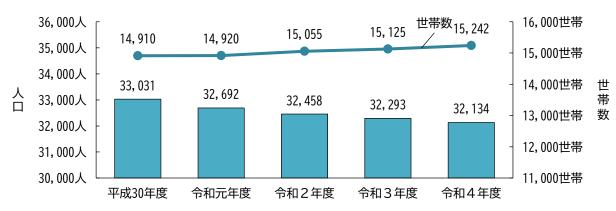


第1章 障がいのある人の現状

1 人口及び障がい者(児)(手帳所持者)数の推移

(1) 人口・世帯数の推移

町の人口は、ゆるやかな減少傾向であり、令和4年度末には32,134人となり、平成30年度 末から897人減少しています。一方、世帯数は増加を続け、令和4年度末では15,242世帯となっています。



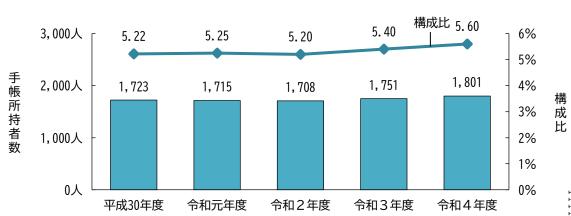
人口・世帯数の推移

資料:住民基本台帳(各年度末現在)

(2) 障がい者(児)(手帳所持者)数の推移

障がい者(児)(手帳所持者)数は、令和元年度から減少傾向にありましたが、令和3年度以降は増加で推移しており、令和2年度から令和4年度にかけて93人増加しています。

町の総人口に占める障がい者(児)(手帳所持者)数の割合は、増加を続けており、令和4年度 現在では5.60%となっています。



障がい者(児)(手帳所持者)数の総人口に占める構成比の推移

資料:福祉課(各年度末現在)

2 各手帳所持者数の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、令和5年10月末では1,013人で令和3年度からほぼ横ばいで推移しています。

等級別でみると、令和5年10月末現在では1級が366人で最も多く、次いで4級が271人となっています。

主な障害の種別でみると、令和5年10月末現在では肢体不自由が507人で最も多く、次いで内部障害が344人となっています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位:人

等 級	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	349	359	366
2級	143	139	137
3級	135	129	124
4級	268	272	271
5級	63	59	57
6級	59	57	58
合計	1,017	1,015	1,013

資料: 瑞穂町事務報告書(令和3・4年度は年度末、令和5年度は10月末現在)

主な障害の種別身体障害者手帳所持者数の推移

単位:人

等級	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
視覚障害	60	59	54	
聴覚又は平衡機能障害	91	94	100	
音声言語又はそしゃく機能障害	6	9	8	
肢体不自由	537	520	507	
内部障害	323	333	344	
合計	1,017	1,015	1,013	

資料: 瑞穂町事務報告書(令和3・4年度は年度末、令和5年度は10月末現在)



(2) 愛の手帳 (療育手帳・知的障害) 所持者数の推移

愛の手帳 (療育手帳・知的障害) 所持者数は、年度ごとに増加しており、令和5年10月末現在では417人で令和3年度から令和5年度にかけて25人増加しています。

程度別でみると、令和5年10月末現在では4度が217人で最も多く、次いで2度が107人となっています。

年齢別でみると、18歳未満はほぼ横ばいで推移しており、18歳以上は令和3年度から令和5年度にかけて20人増加しています。

程度別愛の手帳所持者数の推移

単位:人

程度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1度	9	10	11
2度	104	106	107
3度	73	80	82
4度	206	215	217
合計	392	411	417

資料: 瑞穂町事務報告書(令和3・4年度は年度末、令和5年度は10月末現在)

年齢別愛の手帳所持者数の推移

単位:人

年 齢	年 齢 令和3年度		令和5年度	
18歳未満	72	79	77	
18歳以上	320	332	340	
合計	392	411	417	

資料: 瑞穂町事務報告書(令和3・4年度は年度末、令和5年度は10月末現在)

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年10月末では353人で、令和4年度末から22人減少しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位:人

等 級	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	21	20	22
2級	196	214	197
3級	125	141	134
合計	342	375	353

資料:瑞穂町事務報告書(令和3・4年度は年度末、令和5年度は10月末現在)



(4)学年別特別支援学級在籍人数

学年別特別支援学級在籍人数は、令和5年9月末現在、瑞穂第一小学校(たんぽぽ学級)で計19人、瑞穂中学校(7組)で計14人となっています。

特別支援学級は、知的発達の遅れがある児童・生徒に対し、一人ひとりの実態に応じた指導・教育を行うための学級です。少人数で学級を編成し、一人ひとりに合った内容の教科学習を行います。

瑞穂町特別支援教室設置校別児童·生徒数一覧

単位:人

学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
瑞穂第一小学校(たんぽぽ学級)	1	2	4	3	4	5	19
瑞穂中学校(7組)	5	5	4				14

資料:教育指導課(令和5年9月末現在)

(5) 学年別特別支援教室在籍人数

学年別特別支援教室在籍人数は、令和5年9月末現在、瑞穂第一小学校で計24人、瑞穂第二 小学校で計20人、瑞穂第三小学校で計23人、瑞穂第四小学校で計30人、瑞穂第五小学校で計 18人、瑞穂中学校で計22人、瑞穂第二中学校で計17人となっています。

特別支援教室は、情緒面や行動面において、困っていることや苦手なことなどがある児童・生徒に対し、一人ひとりに合った指導・支援を行うための教室です。通常の学級に在籍し、決められた時間のみ、校内にある特別支援教室で指導を受けます。

瑞穂町特別支援教室設置校別児童·生徒数一覧

単位:人

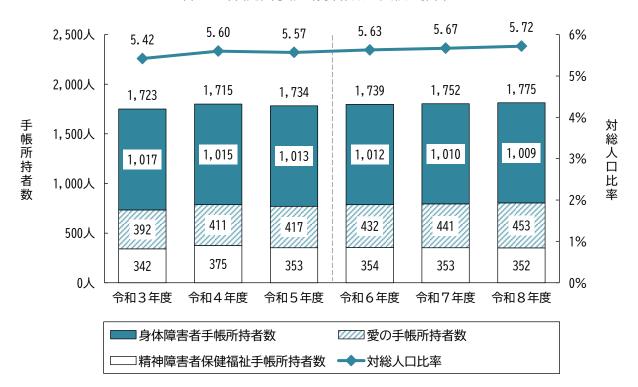
学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
瑞穂第一小学校	1	8	3	6	1	5	24
瑞穂第二小学校	4	3	1	4	2	6	20
瑞穂第三小学校	1	3	2	6	4	7	23
瑞穂第四小学校	3	5	4	7	4	7	30
瑞穂第五小学校	5	0	2	3	5	3	18
瑞穂中学校	13	4	5				22
瑞穂第二中学校	3	8	6				17

資料:教育指導課(令和5年9月末現在)



第2章 障がい者(児)(手帳所持者)数の推計

町の人口は減少傾向にありますが、障害者手帳所持者数の合計は増加が見込まれます。内訳を みると、身体障害者手帳所持者数は減少が見込まれ、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持 者数は増加が見込まれています。



障がい者(児)(手帳所持者)数の実績と推計

単位:人、%

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害者手帳所持者数	1,017	1,015	1,013	1,012	1,010	1,009
愛の手帳所持者数	392	411	417	432	441	453
精神障害者保健福祉手帳所持者数	342	375	353	354	353	352
合 計	1,751	1,801	1,783	1,798	1,804	1,814
総人口	32,293	32,134	32,024	31,914	31,805	31,696
対総人口比率	5.42	5.60	5.57	5.63	5.67	5.72

資料:福祉課(令和3・4年度は年度末、令和5年度は10月末現在の実績値、令和6年度以降は推計値)



第3章 第6期障害福祉計画の進捗状況

1 指定障害福祉サービス・指定相談支援と障がい児支援

(1) 訪問系サービス

				令和3	3年度	令和4	4年度	令和5年度	
				計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
=-	5問系サービス	供給量	時間/月	1,036	616	1,026	612	1,016	683
Ē/	川のボッーに入	八和里	人/月	84	78	86	84	88	92
	居宅介護	供給量	時間/月	_	598	_	592	_	664
	冶七 月設 	八和里	人/月	_	74	_	80	_	88
	重度訪問介護	供給量	人日/月	_	0	_	0	_	0
	里反初问月丧	八和里	人/月	_	0	_	0	_	0
	行動援護	供給量	人日/月	_	0	_	0	_	0
	1」到饭暖	八和里	人/月	_	0	-	0	_	0
	同行援護	供給量	人日/月	_	18	_	20	_	19
	191] 1友践	光和里	人/月	_	4	_	4	_	4

資料:福祉課(令和3・4年度は1年間の平均、令和5年度は上半期の平均)

(2) 日中活動系サービス

				令和3	3年度	令和4	4年度	令和5	5年度
				計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
上 注心器		供給量	人日/月	1,172	1,259	1,190	1,236	1,208	1,304
生活介護 		が加里	人/月	67	70	68	67	69	67
自立訓練		供給量	人日/月	19	2	19	5	19	0
(機能訓練)		が加里	人/月	1	1	1	1	1	0
自立訓練		供給量	人日/月	49	68	49	73	49	114
(生活訓練)		が加里	人/月	4	5	4	5	4	6
就労移行支援		供給量	人日/月	246	205	246	300	225	285
机力物1]又按 		が加里	人/月	12	15	12	19	11	16
就労継続支援		供給量	人日/月	57	111	76	117	114	118
(A型)		が加里	人/月	3	6	4	6	6	6
就労継続支援		供給量	人日/月	2,145	2,262	2,261	2,297	2,376	2,553
(B型)		洪和里	人/月	130	132	137	137	144	147
就労定着支援		供給量	実利用者/月	5	4	6	5	7	9
療養介護		供給量	実利用者/月	3	4	3	6	3	7
	短期入所	供給量	人日/月	160	168	160	176	160	186
	【福祉型】		人/月	16	22	16	21	16	30
الدوان والدوان والدوان والدوان والدوان والدوان والدوان	短期入所 (#	人日/月	20	35	20	51	20	47	
	【医療型】	供給量	人/月	4	6	4	4	4	4



資料:福祉課(令和3・4年度は1年間の平均、令和5年度は上半期の平均)

(3)居住系サービス

			令和3	3年度	令和4	4年度	令和5年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
自立生活援助	供給量	人	1	1	1	3	1	5
共同生活援助	供給量	人	55	62	56	69	57	70
施設入所支援	供給量	人	24	29	24	27	23	26

資料:福祉課(令和3・4年度は1年間の平均、令和5年度は上半期の平均)

(4) 指定相談支援(サービス等利用計画の作成)

				令和3	3年度	令和4	4年度	令和5年度	
				計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
=	十画相談支援	供給量	人	73	89	78	97	83	95
土	也域相談支援	供給量	人	2	1	2	0	2	0
	地域移行支援	供給量	人	1	1	1	0	1	0
	地域定着支援	供給量	人	1	0	1	0	1	0

資料:福祉課(令和3・4年度は1年間の平均、令和5年度は上半期の平均)

(5) 障がい児支援(児童福祉法に基づく)

				令和3	3年度	令和4	4年度	令和 5	5年度
				計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
<u> </u>	章害児通所支援	供	給量	607	705	638	789	669	883
	児童発達支援	供給量	人日/月	54	99	63	133	72	152
	汽里光连义版 	八八四里	人/月	12	19	14	26	16	27
	医梅利旧辛及法士 授	供給量	人日/月	5	0	5	0	5	0
	医療型児童発達支援 		人/月	1	0	1	0	1	0
	放課後等デイサービス	供給量	人日/月	539	604	561	655	583	729
	放訴後守ノイリーに入		人/月	49	66	51	71	53	74
	 	供給量	人日/月	4	2	4	2	4	2
	保育所等訪問支援 		人/月	2	1	2	2	2	1
	日夕計明刊旧辛及法士授	供給量	人日/月	5	0	5	0	5	0
	居宅訪問型児童発達支援 		人/月	1	0	1	0	1	0
ß	章害児相談支援 第二月報	供給量	人/月	14	15	16	16	18	23

資料:福祉課(令和3・4年度は1年間の平均、令和5年度は上半期の平均)



2 地域生活支援事業

必須事業

(1)理解促進研修・啓発事業

	令和3	3年度	令和4	4年度	令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有	有

資料:福祉課(令和3・4年度は年度末、令和5年度は9月末現在)

(2) 自発的活動支援事業

	令和3	3年度	令和4	1年度	令和5年度		
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
自発的活動支援事業	無	_	無	_	有	無	

資料:福祉課(令和3・4年度は年度末、令和5年度は9月末現在)

(3)相談支援事業

	令和3	令和3年度		4年度	令和5年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
障害者相談支援事業	供給量	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター設置	供給量	無	_	無	_	無	_
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	_	無	_	無	_

資料:福祉課(令和3・4年度は年度末、令和5年度は9月末現在)

(4)成年後見制度利用支援事業

	令和3	3年度	令和4	l 年度	令和5年度		
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
実利用者数/年	1	2	1	2	1	0	

資料:福祉課(令和3・4年度は年度末、令和5年度は9月末現在)

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

	令和3	令和3年度		1年度	令和5年度		
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無	無	有	無	

資料:福祉課(令和3・4年度は年度末、令和5年度は9月末現在)



(6) 意思疎通支援事業

	令和3	3年度	令和4	l 年度	令和 5	5年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話通訳者・要約筆記者派遣事業(件)	3	0	3	2	4	17

資料:福祉課(令和3・4年度は年度末、令和5年度は9月末現在)

(7)日常生活用具給付等事業

		令和3	3年度	令和4	1年度	令和 5	5年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護・訓練支援用具	供給量(人)	6	3	6	2	6	0
自立生活支援用具	供給量(人)	7	2	7	10	7	3
在宅療養等支援用具	供給量(人)	6	1	6	6	6	2
情報・意思疎通支援用具	供給量(人)	8	1	8	5	8	0
排泄管理支援用具	供給量(人)	405	466	410	428	415	199
住宅改修費	供給量(人)	2	0	2	6	2	1

資料:福祉課(令和3・4年度は年度末、令和5年度は9月末現在)

(8) 手話奉仕員養成研修事業

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
養成講習修了実見込者数	0	0	0	0	1	0

資料:福祉課(令和3・4年度は年度末、令和5年度は9月末現在)

(9)移動支援事業

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量(人)	100	106	102	101	104	101

資料:福祉課(令和3・4年度は年度末、令和5年度は9月末現在)

(10) 地域活動支援センター(Ⅱ型)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量(か所)	3	3	3	3	3	3
実利用者数/月	68	38	71	34	76	37

資料:福祉課(令和3・4年度は年度末、令和5年度は9月末現在)



任意事業

(1) 知的障害者職親委託制度事業

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量(件)	0	0	0	0	0	0

資料:福祉課(令和3・4年度は年度末、令和5年度は9月末現在)

(2)日中一時支援事業

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量(人)	12	1	12	1	13	1

資料:福祉課(令和3・4年度は1年間の平均、令和5年度は上半期の平均)

(3) 社会参加促進事業(自動車運転教習費助成・自動車改造費助成)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
教習費助成	供給量(人)	1	0	1	1	1	1
改造費助成	供給量(件)	1	2	1	2	1	2

資料:福祉課(令和3・4年度は年度末、令和5年度は9月末現在)

(4) 訪問入浴サービス事業

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量(人)	7	4	8	2	8	2

資料:福祉課(令和3・4年度は年度末、令和5年度は9月末現在)

(5) 更生訓練費給付事業

	令和:	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
供給量(人)	1	0	1	0	1	0	

資料:福祉課(令和3・4年度は年度末、令和5年度は9月末現在)

(6) 障害児等タイムケア事業

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値実績値		計画値	実績値
供給量(人)	16	14	17	16	18	17

資料:福祉課(令和3・4年度は1年間の平均、令和5年度は上半期の平均)



3 成果目標の達成状況

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- ○令和元年度末の施設入所者数※の6%以上が令和5年度末までに地域生活に移行する。
- ○令和元年度末の施設入所者数*から1.6以上を令和5年度末までに削減する。
- ※令和元年度末の施設入所者数…24人(令和元年度末時点)

達成状況

項目	目標値	令和4年度参考実績値
地域生活移行者数	2人	0人
入所者削減見込み	1人	0人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

- ○令和5年度において、精神障がい者が精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数 の平均が316日以上を目標値として設定する。
- ○令和5年度において、精神病床に1年以上長期入院している65歳未満の患者数を目標値として設定する。
- ○精神疾患病床の退院率を、入院後3か月時点で69%、6か月時点で86%、12か月時点で92%と設定する。

町の考え方と達成状況

国の基本指針による目標設置が困難であるため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、「瑞穂町精神保健業務連絡会(町、東京都西多摩保健所、東京都多摩総合精神保健福祉センター、西多摩福祉事務所、瑞穂町精神障害者地域活動支援センター)」、自立支援協議会など、既存の会議体を必要に応じて引き続き活用します。



(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針

○令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、年1 回以上運用状況を検証及び検討することとする。

達成状況

項目	目標値	令和4年度参考実績値
地域生活支援拠点数	1 か所	Oか所
運用状況検証・検討の回数	1回	0回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

- ○「就労移行支援」事業等を通じて同年度中に一般就労に移行する人の数を令和元年度実績*の 1.27倍以上とすることを基本とする。
- ○令和元年度に就労移行支援事業を通じて一般就労した人数の1.30倍とすることを基本とする。
- ○令和元年度に就労継続支援A型事業を通じて一般就労した人数の1.26倍とすることを基本とする。
- ○令和元年度に就労継続支援B型事業を通じて一般就労した人数の1.23倍とすることを基本とする。
- 〇令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割以上が就労定 着支援事業を利用する。
- ○就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の事業所を全体の 7割以上とする。
- ※令和元年度の年間一般就労移行者数…3人

達成状況

項目		項目	目標値	令和4年度参考実績値	
_	般就労への利	多行者数	5人	6人	
	うち就労移行支援事業		3人	5人	
	うち就労継続支援A型事業		1人	0人	
	うち就労継続支援B型事業		1人	1人	
就労定着支援事業利用者 就労定着率8割以上の就労定着 支援事業所		就労定着支援事業利用者	4人	8人	
		就労定着率8割以上の就労定着 支援事業所	70%	町内に就労定着支援事 業所がないため未達成	



(5) 障がい児支援の提供体制の整備

国の基本指針

- ○令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域において少なくとも1か所以上の設置を基本とする。
- ○児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村あるいは圏域に少なくと も1か所以上確保することを基本する。
- ○令和5年度末までに各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児の支援のため の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。
- ○医療的ケア児等に関するコーディネーターの設置…令和5年度末までに各都道府県、各圏域 及び各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とす る。

達成状況

項目	目標値	令和4年度 参考実績値
児童発達支援センターの設置	1 か所	0か所
保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築	実施済み	1
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	1 か所	0か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの設置	1 か所	0か所
医療的ケア児支援の協議の場の設置	実施 (設置)	未実施
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	実施(設置)	未実施



(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

○相談支援体制の充実・強化に向けた体制を各市町村又は圏域ごとに確保する。

【達成状況】

項目	目標値	令和4年度参考実績値	
基幹相談支援センターの設置	1 か所	Oか所	
指定特定相談支援事業所連絡会の開催	実施	実施	

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

国の基本指針

○令和5年度末までに各都道府県や各市町村において障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制構築を行う。

【達成状況】

項目	目標値	令和4年度参考実績値
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	有	有
指定特定相談支援事業所連絡会の開催	有	有



第4章 アンケート調査結果の概要

1 調査概要

(1)調査の目的

瑞穂町における身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び難病患者の現状を把握し、「瑞穂町障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」策定のための基礎資料を得ることを目的として、実施しました。

(2)調査の設計

項目	内 容
調査対象	 ・身体障害者手帳所持者 1,009人 ・愛の手帳所持者 271人 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 355人 ・指定難病の認定者 227人 ・障害児通所支援利用者(手帳未所持者) 25人
標本数	1,887人
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和5年8月3日~8月25日
有効回収数	930人
有効回収数の内訳	・身体障害者手帳所持者 566人・愛の手帳所持者 121人・精神障害者保健福祉手帳所持者 120人・指定難病認定者 113人・障害児通所支援利用者(手帳未所持者) 10人
回収率	49.3%
回収率の内訳	 ・身体障害者手帳所持者 56.1% ・愛の手帳所持者 44.6% ・精神障害者保健福祉手帳所持者 33.8% ・指定難病認定者 49.8% ・障害児通所支援利用者(手帳未所持者) 40.0%



(3)注意事項

- ○表・グラフ中、整数は回答者数(単位:人)を、小数第1位までの数値は百分率(単位:%) を、それぞれ表しています。
- ○調査結果の比率は、その質問の回答者数を基数(n)として、小数第2位を四捨五入して算出しています。そのため、合計が100%にならない場合があります。
- ○複数回答形式の場合、回答比率の合計は通常100%を超えます。
- ○説明文及び図表で、選択肢の語句を一部簡略化しています。

※「標本誤差」について

調査結果の比率から母集団(身体障害者手帳、愛の手帳〔療育手帳〕、精神障害者保健福祉手帳所持者)の傾向を推測する際には、統計上の誤差(標本誤差)を考慮に入れる必要があります。

本調査における各回答比率での標本誤差は、下記の早見表のとおりとなります。例えば母集団 (1,887人) を100%とする比率で、回答者数 (930票) の場合、ある質問の回答が50%のとき、この質問に対する回答は、47.7%~52.3%の間にあると考えてよいとされています。

■各回答比率における標本誤差早見表

回答比率(P) 基数(n)	10%又 は90%	20%又 は80%	30%又 は70%	40%又 は60%	50%
全体(930人)	±1.4%	±1.9%	±2.1%	±2.3%	±2.3%
身体障害者手帳所持者(566人)	±1.7%	±2.2%	±2.6%	±2.7%	±2.8%
愛の手帳所持者(121人)	±4.1%	±5.4%	±6.2%	±6.6%	±6.8%
精神障害者保健福祉手帳所持者(120人)	±4.5%	±6.0%	±6.8%	±7.3%	±7.4%
指定難病認定者(113人)	±4.0%	±5.3%	±6.1%	±6.5%	±6.7%
障害児通所支援利用者(10人)	±15.0%	±20.0%	±22.9%	±24.5%	±25.0%

■標本誤差の算出式(信頼度 95%)

$$b = \pm 2 \sqrt{\frac{N-n}{N-1}} \times \frac{P (1-P)}{n}$$

(b=標本誤差、N=母集団サイズ、n=比率算出の基数 [サンプルサイズ]、P=回答比率)



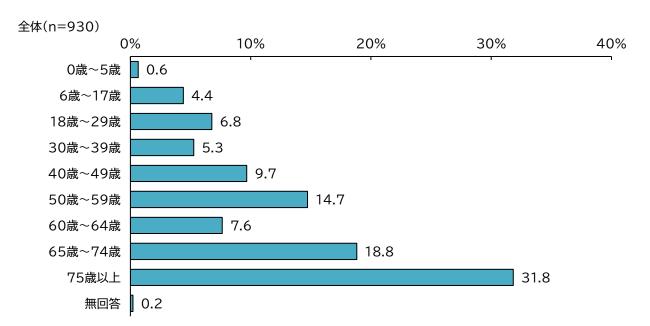
2 アンケート結果の要約

(1)回答者属性

- ○回答者の年齢は、「75歳以上」が31.8%で最も多く、次いで「65~74歳」が18.8%と『65 歳以上』の回答が半数以上となっています。
- ○回答者の性別は、「男性」が49.5%、「女性」が43.5%で「男性」が「女性」をやや上回っています。

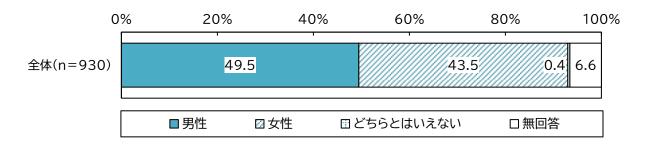
【年齢】

問 あなたの年齢(7月1日現在)をお答えください。(○は1つ)



【性別】

問 あなたの性別をお答えください。(○は1つ)

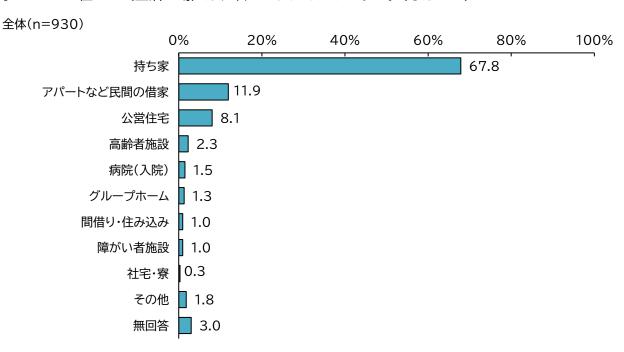




- ○居住形態については、いずれの障害種別等でも「持ち家」が半数以上を占めています。
- ○家族構成については、身体障がい者を除いた障害種別等で「核家族(親と子ども)」の割合 が最も多くなっています。一方で「ひとり暮らし」の割合は精神障がい者が23.3%で最も 多くなっています。

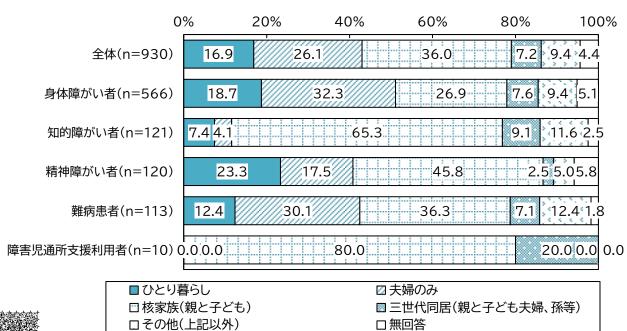
【居住形態】

問 いまのお住まい(生活の場)は、次のどれにあたりますか。(○は1つ)



【家族構成】

問 あなたの家族構成は、次のうちどれにあたりますか。あなたを中心にしてお答えください(施設等に入所している方は実家の状態)。(○は1つ)



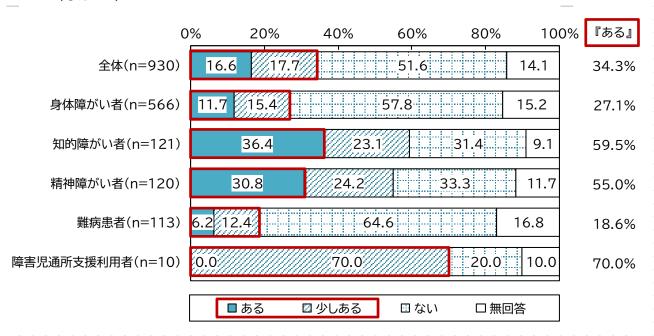


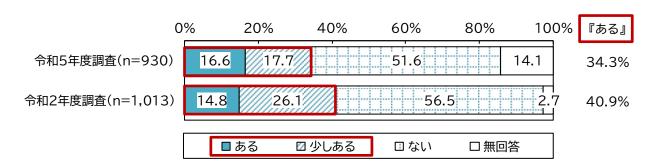
(2) 障がいに対する理解について

- ○差別や嫌な思いをした経験について、知的障がい者と精神障がい者で『ある』と回答した割合が半数以上を占めて多くなっています。全体でみると、約3割台の方が差別や嫌な思いをした経験が『ある』と回答しています。
- ○令和2年度と比べると、『ある』の割合が減少しています。

【差別や嫌な思いをした経験】

問 あなたは、障がいがあることで差別されたり嫌な思いをする(した)ことがありますか。 (○は1つ)



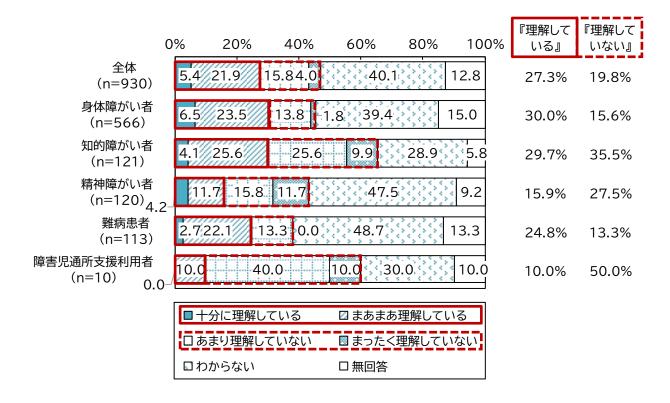


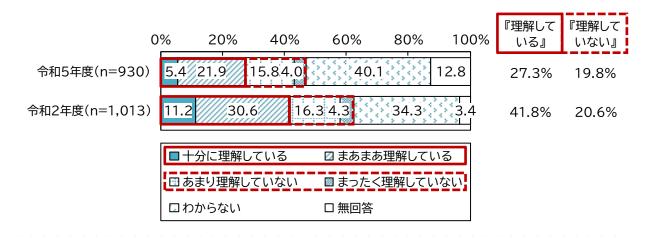


- ○地域の人の障害に対する理解について、全体では『理解している』が27.3%、『理解していない』が19.8%となっています。障害種別等でみると知的障がい者と精神障がい者では『理解していない』が『理解している』を上回っています。
- ○令和2年度と比べると、「わからない」が5.8ポイント増加しています。

【地域の人の障がいに対する理解】

問 地域の人の障がいに対する理解について、あなたはどのように感じていますか。(○は1つ)







(3) 意思疎通や情報入手について

- ○福祉関連情報の入手先について、全ての障害種別等で「都や町などの広報」が約4割~6割 を占めて最も多くなっています。また、知的障がい者は「学校・職場・施設」「家族・親族」 が3割台で他の障害種別等と比較し多い傾向にあります。
- ○意思疎通や情報入手時の困難について、困難を感じることが『ある』は知的障がい者、精神 障がい者で4割台となっています。

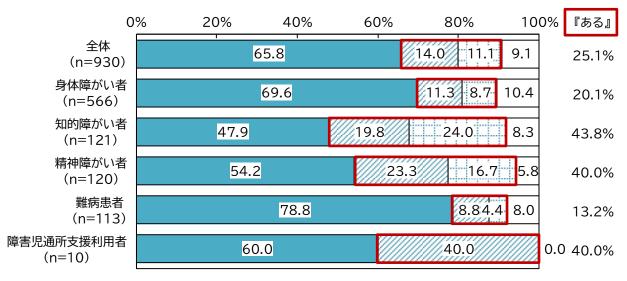
【福祉情報の入手先】

問 福祉関連の情報をおもにどこから入手していますか。(あてはまるものすべてに○) 単位:%

	都や町などの広報		病院などの医療機関		家族・親族	インターネット	テレビ・ラジオ・新聞	学校・職場・施設	町や保健所の窓口	障害者相談員	ヘルパー・ボランティア	障がい者団体	相談機関	視覚障害者用音声コード	その他	ほとんど入手できていない	福祉情報を入手する必要がない	無回答
全体(n=930)	54.	1	19.	9	18.4	16.6	15. 3	8.6	8.2	4.2	2.8	2.5	2.5	0.2	2.7	7.0	1.7	9.4
身体障がい者(n=566)	56.	2	17.	1	16.8	14. 3	1 7.3	4.4	7.1	3.4	3.9	1.9	1.4	0.4	1.6	6.5	1.8	11.0
知的障がい者(n=121)	40.	5	16.	5	<mark>3</mark> 0. 6	13. 2	6.6	<mark>3</mark> 1.4	8.3	9.1	0.0	5.0	5.8	0.0	5.8	5.8	3.3	7.4
精神障がい者(n=120)	51.	7	26.	7	13.3	<mark>2</mark> 1. 7	13.3	8.3	10.0	5.8	2.5	5.0	2.5	0.0	4. 2	10.0	0.0	7.5
難病患者(n=113)	61.	9	28.	3	17.7	<mark>2</mark> 3. 9	17. 7	3.5	10.6	0.9	0.9	0.0	3.5	0.0	3.5	7. 1	1.8	6.2
障害児通所支援利用者(n=10)	40.	0	4 0.	0	<mark>3</mark> 0. 0	40. 0	0.0	<mark>3</mark> 0. 0	2 0. 0	10.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0

【意思疎通や情報入手時の困難】

問 あなたは意思を伝えることや必要な情報を得ることに困難を感じることがありますか。(○は1つ)



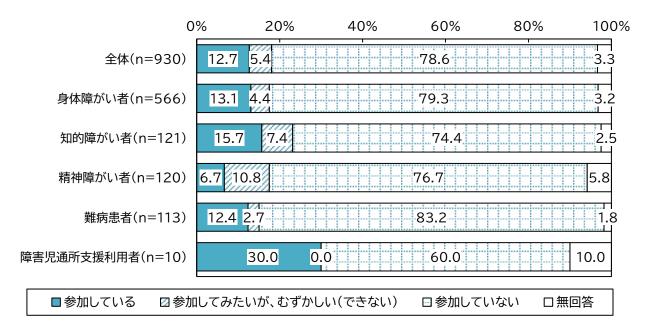


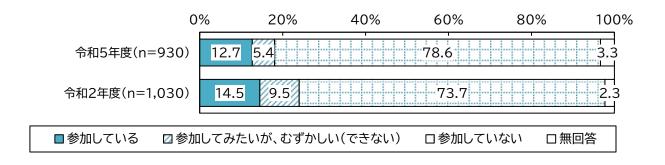
(4)地域での交流活動について

- ○地域活動の参加について、全ての障害種別等で「参加していない」が大半を占めています。 一方で、「参加している」は全体で1割台となっています。また、精神障がい者では約1割 が「参加してみたいが、むずかしい(できない)」と回答しています。
- ○令和2年度と比べると、「参加していない」の割合が増加しています。

【地域活動の参加】

問 あなたは今、地域でスポーツ、文化、交流などの活動に参加していますか。(○は1つ)



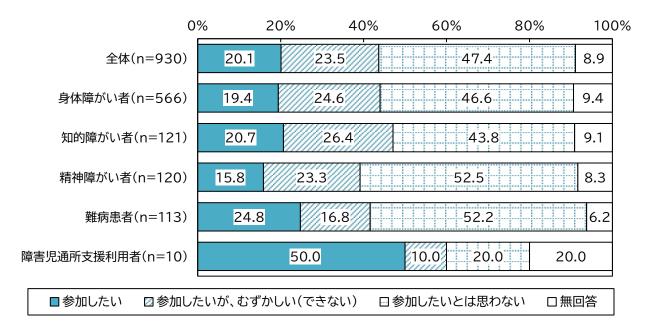


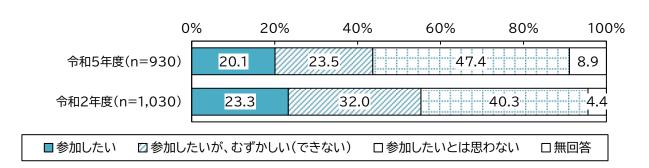


○地域活動への参加希望について、全体では「参加したいとは思わない」が47.4%で最も多くなっており、精神障がい者と難病患者では過半数を占めています。一方、全体では「参加したい」が20.1%、「参加したいが、むずかしい(できない)」が23.5%となっています。 ○令和2年度と比べると、「参加したいと思わない」の割合が増加しています。

【地域活動への参加の希望】

問 あなたは今後、地域でスポーツ、文化、交流などの活動に参加したいですか。(○は1つ)







(5) 障がい者の生活支援について

- ○困りごとや不安に思っていることについて、全体では「お金のこと」「自分の将来の生活設計のこと」「特に困っていることはない」「障害や病気(薬)のこと」等の順となっています。障害種別等でみると、精神障がい者及び指定難病認定者では「お金のこと」がそれぞれ55.8%、35.4%、知的障がい者では「自分の将来の生活設計のこと」が36.4%で最も多くなっています。身体障がい者では、「特に困っていることはない」が27.4%で最も多くなっていますが、次いで多い「お金のこと」は26.5%となっています。
- ○令和2年度と比べると、引き続き、「お金のこと」が最も多くなっていますが、全体的に割合が減少し、「特に困っていることはない」が4.2ポイント増加しています。

【困りごとや不安に思っていること】

問 現在、あなたが特に困ったり、不安に思っていることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

	お金のこと	自分の将来の生活設計のこと	障害や病気(薬)のこと	外出のこと	困ったときの相談先のこと	家族のこと	就職や仕事のこと	福祉サービスのこと	住む場所のこと	趣味や生きがいのこと	家族以外の人間関係のこと	近所づきあいのこと	進学や勉強のこと	その他	特に困っていることはない	無回答
全体(n=930)	<mark>3</mark> 1. 9	<mark>2</mark> 7. 4	<mark>2</mark> 4. 0	17.4	16.7	1 5. 6	14.9	11.6	9.2	9.2	8.3	5.8	3.5	3.3	<mark>2</mark> 4. 7	8.8
身体障がい者(n=566)	<mark>2</mark> 6. 5	<mark>2</mark> 1. 4	2 3. 5	17.7	12. 7	14. 3	7. 1	9.4	7. 1	6.7	3.5	4. 2	0.5	2.8	<mark>2</mark> 7. 4	9.7
知的障がい者(n=121)	<mark>3</mark> 2. 2	<mark>3</mark> 6. 4	17.4	17.4	<mark>2</mark> 7. 3	15.7	<mark>3</mark> 5. 5	15.7	1 6.5	11.6	19.8	10.7	11.6	1.7	19.0	10.7
精神障がい者(n=120)	<mark>55.</mark> 8	48. 3	<mark>2</mark> 9. 2	1 5.8	<mark>2</mark> 9. 2	<mark>2</mark> 7.5	<mark>3</mark> 3. 3	1 7.5	15.8	2 0.8	2 0.8	10.8	6.7	7.5	10.0	5.8
難病患者(n=113)	<mark>3</mark> 5. 4	<mark>2</mark> 6. 5	<mark>2</mark> 8. 3	19.5	11.5	10.6	13.3	11.5	6.2	7.1	4. 4	3.5	0.0	3.5	34. 5	5.3
障害児通所支援利用者(n=10)	10.0	2 0. 0	2 0. 0	0.0	<mark>2</mark> 0. 0	0.0	10.0	20.0	0.0	10.0	<mark>3</mark> 0. 0	0.0	80.0	0.0	10.0	10.0

	お金のこと	自分の将来の生活設計のこと	障害や病気(薬)のこと	外出のこと	困ったときの相談先のこと	家族のこと	就職や仕事のこと	福祉サービスのこと	住む場所のこと	趣味や生きがいのこと	家族以外の人間関係のこと	近所づきあいのこと	進学や勉強のこと	その他	特に困っていることはない	無回答
令和5年度(n=930)	<mark>3</mark> 1. 9	<mark>2</mark> 7. 4	<mark>2</mark> 4. 0	17. 4	16.7	15.6	14.9	11.6	9.2	9.2	8.3	5.8	3.5	3.3	<mark>2</mark> 4. 7	8.8
令和2年度(n=1,013)	<mark>3</mark> 2. 2	<mark>3</mark> 1.3	<mark>3</mark> 1. 4	2 0.5	19.5	19.8	17.3	15.6	12.7	10.2	12.5	9.9	3.8	1.8	2 0.5	3.2



- ○家族以外の相談先について、全体では「相談しない」が32.2%となっており、身体障がい者、難病患者で多い傾向にあります。また、精神障がい者では「病院などの医療機関」が50.8%で比較的に多い傾向にあります。「役場の窓口、保健師」の割合は全体で1割台となっています。
- ○より相談しやすくするために必要なことについて、全体では「親身になって、さまざまなことの相談に応じてくれること(ワンストップサービス)」が19.6%、「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれること」が19.0%と多くなっています。

【家族以外の相談先】

問 あなたは生活のことなどを相談するとき、家族以外ではおもにどこに相談していますか。 (あてはまるものすべてに○) 単位:%

	病院などの医療機関	役場の窓口、保健師	社会福祉協議会	相談支援事業所	障がい者施設	障害者就労支援センター	保育所・学校	民生委員・児童委員	障がい者団体	その他	相談しない	無回答
全体(n=930)	29.6	16.7	9.5	8.4	6.9	6.7	3.2	0.8	0.6	10.3	32. 2	8.3
身体障がい者(n=566)	25. 1	19.4	10.6	5.1	4.9	3.7	0.7	0.9	0.9	10.1	3 6. 7	9.4
知的障がい者(n=121)	21.5	12.4	15. 7	20.7	17. 4	15. 7	13. 2	0.0	0.0	9.9	20.7	4.1
精神障がい者(n=120)	5 0.8	15.0	5.0	14. 2	10.0	15.8	3.3	0.8	0.8	13.3	15.8	7.5
難病患者(n=113)	37. 2	9.7	2.7	4.4	2.7	2.7	0.0	0.0	0.0	8.0	40.7	8.8
障害児通所支援利用者(n=10)	40.0	10.0	0.0	20.0	0.0	0.0	60. O	10.0	0.0	20.0	10.0	0.0

【より相談しやすくするために必要なこと】

問 より相談しやすくなるには、どのようなことが最も必要だと思いますか。(○は1つ) 単位:%

	こと(ワンストップサービス)ことの相談に応じてくれる親身になって、さまざまな	くれることいつでも相談に応じていつでも相談に応じていること	くれること専門的な相談に応じて	できることできることできることできることできることできることできることできること	その他	わからない	特にない	無回答
全体(n=930)	19.6	19.0	10.3	6.5	1.7	17.7	14.9	10.2
身体障がい者(n=566)	17.1	16.6	9.7	6.4	1.2	17.8	17.7	13.4
知的障がい者(n=121)	23.1	27.3	14.9	6.6	0.0	14.9	9.1	4. 1
精神障がい者(n=120)	28.3	20.8	8.3	5.0	4.2	15.8	12.5	5.0
難病患者(n=113)	16.8	19.5	11.5	8.0	3.5	23.9	9.7	7.1
障害児通所支援利用者(n=10)	40.0	30.0	0.0	10.0	0.0	0.0	20.0	0.0



○福祉サービス利用について困っていることについて、知的障がい者と精神障がい者では「サービスに関する情報が少ない」が約3割となっています。また、知的障がい者では「役所での手続きが大変」も比較的多くなっています。

【福祉サービスについて困っていること】

問 あなたは、サービス利用に関して困っていることはありますか。(あてはまるものすべてに〇) 単位:%

	サービスに関する情報が少ない	役所での手続きが大変	利用者負担(自己負担)が大きい	利用したいサービスが利用できない	利用できる回数や日数が少ない	事業者との利用日等の調整が大変	サービスの質が良くない	サービス等利用計画が立てられていない	その他	特にない	無回答
全体(n=930)	18.8	15.4	6.6	5.4	5.1	3.3	1.8	1.7	4. 2	35. 7	29.5
身体障がい者(n=566)	16.1	12.5	6.4	3.7	4. 2	2.3	1.6	1.2	2.3	34.8	36.4
知的障がい者(n=121)	28.9	27.3	5.8	13.2	11.6	9.1	4.1	0.8	6.6	33. 1	14.0
精神障がい者(n=120)	29. 2	21.7	8.3	4.2	5.8	4. 2	1.7	5.0	10.0	24. 2	20.8
難病患者(n=113)	8.0	8.8	5.3	2.7	1.8	0.9	0.0	1.8	4.4	5 6. 6	23.0
障害児通所支援利用者(n=10)	<mark>5</mark> 0.0	30.0	20.0	5 0. 0	0.0	10.0	10.0	0.0	10.0	20.0	0.0

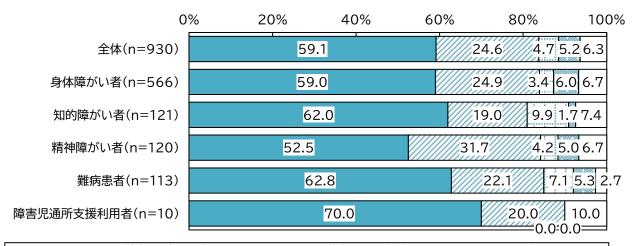


(6) 障がい者の暮らす環境について

- ○日常的な外出の有無について、全体では「必要なとき、いつでも外出する(できる)」が約6割で最も多くなっています。一方、「外出したいが、がまんしたり、できないことがある」は2割台となっており、精神障がい者で比較的高い傾向にあります。
- ○外出しない理由は、身体障がい者と知的障がい者、難病患者では「家族に負担がかかる」が 3割台、精神障がい者では「人の目が気になる」が42.9%で最も多くなっています。

【日常的な外出の有無】

問 あなたは日常的な通園、通学、仕事などを除いた外出をしていますか。(○は1つ)



- ■必要なとき、いつでも外出する(できる)
- 口通園、通学、仕事など以外の外出はしない(できない)
- □無回答

- ☑外出したいが、がまんしたり、できないことがある
- 図通園、通学、仕事なども含め、まったく外出しない(できない)

【外出しない理由】

問 外出しない (できない) 理由はなんですか。(あてはまるものすべてに○) 単位:%

	家族に負担がかかる	難しいといいというとが	配と	関が少ない電車・バスなどの交通機	介助者がいない	外出するとき、 たくさん	歩道に問題が多い	人の目が気になる	のトイレが少ない 外出のとき、障がい者用	しにくい 施設や建物の設備が利用	その他	特にない	無回答
全体(n=321)	30.5	24. 0	19.3	16.8	15. 0	13. 1	12.8	12.5	9.0	7.5	20. 6	8.4	6.9
身体障がい者(n=194)	3 3. 0	22. 2	16.0	18.0	16.5	11.9	17. 5	4.6	10.8	9.8	17. 5	8.2	8.2
知的障がい者(n=37)	32.4	18.9	21.6	13.5	27. 0	5.4	2.7	18.9	8.1	5.4	24. 3	5.4	5.4
精神障がい者(n=49)	18. 4	26.5	24. 5	20.4	4. 1	26.5	4. 1	4 2. 9	4. 1	0.0	30.6	6.1	4. 1
難病患者(n=39)	3 3. 3	33.3	28. 2	10.3	10.3	10.3	10.3	7.7	7.7	7.7	17. 9	15.4	5.1
障害児通所支援利用者(n=2)	0.0	5 0. 0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50. 0	0.0	0.0



- ○災害対策について、全体では「避難所の場所を確認している」が34.5%で最も多く、次いで「食料や水などの防災用品を用意している」が27.0%となっています。一方、「特に対策をしていない」は30.6%となっており、全ての障害種別等で2~3割となっています。なお、「避難行動要支援者名簿に登録している」との回答は、全体で13.1%となっています。
- ○避難行動要支援者名簿に登録していない理由について、全体では「自分や家族で避難できるから」が35.9%で最も多く、次いで「名簿を知らなかったから」が25.4%となっています。

【災害対策】

問 あなたは台風や地震などの災害の時の対策をしていますか。(あてはまるものすべてに○) 単位:%

	避難所の場所を確認している	用意している	出せるように準備している必要な薬などは、すぐに持ち	している。避難行動要支援者名簿に登録	ヘルプカードを利用している	避難訓練に参加している	決めている	頼んである近所の人に災害時の手助けを	その他	特に対策をしていない	無回答
全体(n=930)	34. 5	27.0	15.3	13.1	10.1	6.6	5.6	1.5	2.2	30.6	11.5
身体障がい者(n=566)	35.0	26.3	15.9	14.5	8.5	4.9	4.6	1.2	1.9	27.6	15.4
知的障がい者(n=121)	30.6	24.0	10.7	17.4	21.5	12.4	5.8	1.7	1.7	35.5	5.0
精神障がい者(n=120)	32. 5	21.7	10.8	14.2	11.7	6.7	7.5	2.5	4. 2	38.3	5.0
難病患者(n=113)	36. 3	38. 1	21.2	1.8	5.3	6.2	8.0	0.9	1.8	33.6	7.1
障害児通所支援利用者(n=10)	60 . 0	40.0	20.0	0.0	0.0	30.0	10.0	10.0	0.0	20.0	0.0

【避難行動要支援者名簿に登録していない理由】

問 避難行動要支援名簿に登録していない理由はなんですか。(〇は1つ)

0	% 20%	40%	60%	80%	100%
全体(n=701)	35.9	1.0 25	5.4 6.0	31.7	
身体障がい者(n=397)	39.0	0.8 2	2.2 5.8	32.2	
知的障がい者(n=94)	29.8	0.029.8	8.5	31.9	
精神障がい者(n=97)	29.9	3.1 26.8	9.3	30.9	
難病患者(n=103)	34.0	1.0 3	1.1 1.9	32.0	
障害児通所支援利用者(n=10)	5	0.0	.040.	.0.0	10.0
	☑町役		分のことを知られた	くないから	



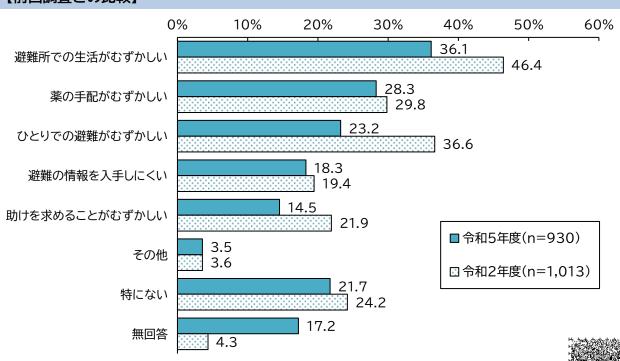
- ○災害時に心配なことについて、全体では「避難所での生活がむずかしい」が36.1%で最も多く、障害種別等でみると、身体障がい者と精神障がい者では「避難所での生活がむずかしい」、知的障がい者では「ひとりでの避難がむずかしい」、難病患者では「薬の手配がむずかしい」がそれぞれ最も多くなっています。
- ○令和2年度と比較すると、全体的に割合が減少しています。

【災害時に心配なこと】

問 災害の時、特に心配なことはありますか。(あてはまるものすべてに〇)

単位:%

	避難所での生活がむずかしい	薬の手配がむずかしい	ひとりでの避難がむずかしい	避難の情報を入手しにくい	助けを求めることがむずかしい	その他	特にない	無回答
全体(n=930)	36.	1 28.	3 23. 2	18.3	14.5	3.5	21.7	17. 2
身体障がい者(n=566)	34.	1 25.	4 22.4	15.7	12. 7	4. 1	22. 4	20.7
知的障がい者(n=121)	38.	0 19.	43.8	29.8	31.4	3.3	23. 1	11.6
精神障がい者(n=120)	42.	5 38.	3 13.3	20.0	14. 2	4. 2	18.3	13.3
難病患者(n=113)	36.	3 40.	7 14. 2	18.6	7.1	0.9	21. 2	10.6
障害児通所支援利用者(n=10)	50.	0 30.	40.0	0.0	0.0	0.0	10.0	10.0

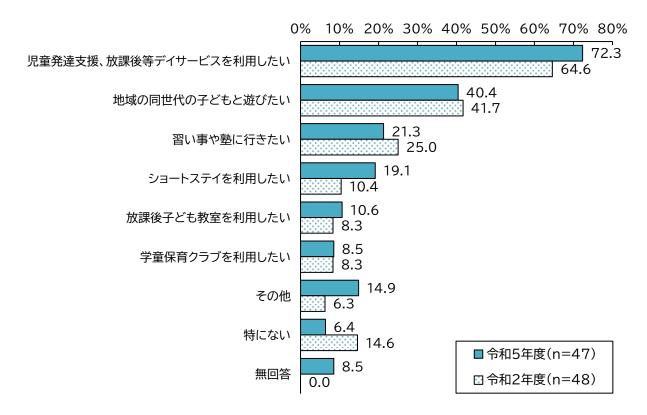


(7) 障がい児の教育・生活について

- ○学校等以外の時間の過ごし方の希望について、「児童発達支援、放課後等デイサービスを利用したい」が72.3%で最も多く、次いで「地域の同世代の子どもと遊びたい」が40.4%と多くなっています。
- ○令和2年度と比べると、「児童発達支援、放課後等デイサービスを利用したい」「ショートステイを利用したい」が大きく増加しています。「その他」の内容については、主に「自宅で過ごしたい」という希望が多く挙げられています。

【(18 歳未満対象) 学校等以外の時間の過ごし方の希望・前回調査との比較】

問 あなたは、放課後や長期休業中など、幼稚園や保育所、学校等にいる以外の時間は、どのように 過ごしたいですか。(あてはまるものすべてに○)

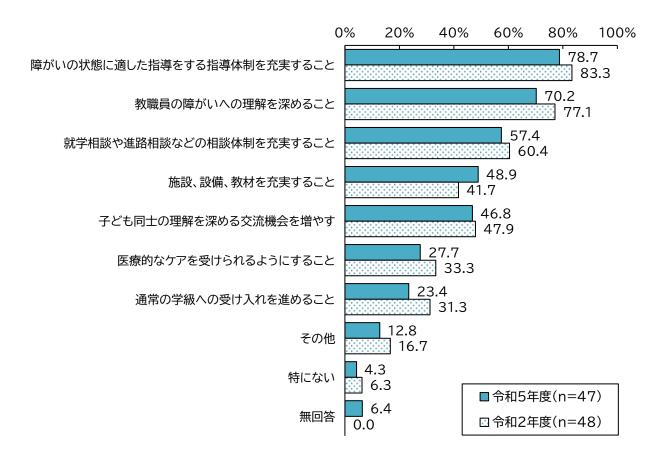




- ○障がい児教育のために保育所や学校に望むことについて、「障がいの状態に適した指導をする指導体制を充実すること」が78.7%で最も多く、次いで「教職員の障がいへの理解を深めること」が70.2%となっています。
- ○令和2年度と比べると、全体的に減少傾向にありますが、「施設、設備、教材を充実させる こと」は7.2ポイント増加しています。

【(18 歳未満対象) 障がい児教育のために保育所や学校に望むこと】

問 障がい児の教育環境をより良くするために、町の保育所や学校に望むことはありますか。 (あてはまるものすべてに○)





(8) 障がい者の雇用について

- ○働きやすい環境のために望むことについて、全体では「柔軟な就労条件が整うこと」「事業 主や職場の仲間の理解があること」「生活できる給料がもらえること」「障がい者も働くこと のできる施設や設備が整うこと」が3割台となっています。また、知的障がい者と精神障が い者では全体的に割合が高くなっています。
- ○令和2年度と比較すると、「柔軟な就労条件が整うこと」「事業主や職場の仲間の理解がある こと」「生活できる給料がもらえること」「障がい者も働くことのできる施設や設備が整うこ と」が引き続き上位項目となっています。

【働きやすい環境のために望むこと】

問 障がい者がより働きやすい環境にしていくために、町の取り組みや事業者に望むことはありますか。(あてはまるものすべてに〇) 単位:%

	柔軟な就労条件が整うこと	あること事業主や職場の仲間の理解が	生活できる給料がもらえる	施設や設備が整うことできる	や研修の機会が充実すること仕事の能力を身につける訓練	すること 労働者の健康管理体制が充実	への支援が充実すること自営業を希望する障がい者	その他	特にない	無回答
全体(n=930)	39.6	38.3	36.0	35.9	24.0	19.5	11.2	2.8	18.1	22.5
身体障がい者(n=566)	30.0	29.7	25.6	28. 1	17.5	14.5	9.4	1.8	21.4	28. 8
知的障がい者(n=121)	61.2	63.6	58.7	60.3	39. 7	34. 7	15.7	4. 1	8.3	7. 4
精神障がい者(n=120)	5 3.3	4 7. 5	5 3. 3	45.0	33. 3	25.0	11.7	6.7	15.0	12.5
難病患者(n=113)	44. 2	39.8	41.6	36.3	23.9	20.4	13.3	2.7	16.8	19.5
障害児通所支援利用者(n=10)	100.0	90.0	80. 0	70 . 0	90.0	40.0	30.0	0.0	0.0	0.0

【前回調査との比較】

単位:%

	柔軟な就労条件が整うこと	事業主や職場の仲間の理解が	生活できる給料がもらえる	施設や設備が整うことできる	や研修の機会が充実すること仕事の能力を身につける訓練	すること 労働者の健康管理体制が充実	への支援が充実すること 自営業を希望する障がい者	その他	特にない	無回答
令和5年度(n=930)	39.6	38.3	36.0	35. 9	24. 0	19.5	11.2	2.8	18.1	22.5
令和2年度(n=1,013)	38.8	40.2	34. 0	37. 6	23. 3	18.0	10.3	3.6	22.6	15.4



3 アンケート結果からみた課題

以下に、アンケート結果からみた課題を整理します。

(1)障がいに対する理解について

差別や嫌な思いをした経験は、『ある』との回答が前回調査から減少し、改善が見られますが、 一方で、地域の人の障がいに対する理解については『理解している』がやや減少傾向となってい ます。特に知的障がい者、精神障がい者では半数以上が差別の経験が『ある』と回答し、地域の 障がいに対する差別についても、『理解していない』が『理解している』を上回っていることか ら、障がいの特性への理解を促進する必要があります。

(2) 意思疎通や情報入手について

「都や町などの広報」が全ての障がい種別等で最も多くあげられており、広報等の活用による 円滑な情報提供が求められています。また、意思疎通や情報入手時の困難について、知的障がい 者と精神障がい者では『困難を感じたことがある』が多くなっており、障がいの特性に応じた情 報発信が必要です。

(3)地域での交流活動について

地域活動へ「参加していない」との回答が前回調査から増加しており、全ての障がい種別で大 半を占めています。地域活動への参加希望についても、前回調査より「参加したいと思わない」 が増加し、地域交流が希薄化していることがうかがえます。

(4)障がい者の生活支援について

前回調査に引き続き、「お金のこと」「自分の将来設計のこと」「障がいや病気(薬)のこと」が 多くなっており、安定した経済基盤の確保や適切な療育や治療を受けられる支援体制が求められ ています。

(5) 瞳がい者の暮らす環境について

日常的な外出について、精神障がい者では「外出したいが、がまんしたり、できないことがあ る」が3割台で他の障がい種別等より高い傾向にあり、外出しない理由として「人の目が気にな る」が最も多くあげられています。

災害時の対策については、「特にしていない」が全体で3割台となっており、身体障がい者と 難病患者で多い傾向にあります。また、災害時に心配なこととして、身体障がい者と精神障がい 者では「避難所での生活がむずかしい」、知的障がい者では「ひとりでの避難がむずかしい」、難 病患者では「薬の手配がむずかしい」が最も多くなっており、障がいに応じた災 害時の体制づくりが必要です。なお、避難行動要支援者名簿に登録している割合 は13.1%で、登録していない理由として「名簿のことを知らなかったから」が 2割台となっています。



(6) 障がい児の教育・生活について

学校等以外の時間の過ごし方は、前回調査に引き続き「児童発達支援、放課後等デイサービスを利用したい」が7割台を占め、また、増加傾向にあり、年々ニーズが高くなっています。 保育所や学校に望むことについては、「障がいの状態に適した指導をする体制を充実すること」 「教職員の障がいへの理解を深めること」が多くあげられています。

(7) 障がい者の雇用について

障がい者の雇用について、働きやすい環境として「柔軟な就労条件が整うこと(状態に応じた 労働時間、通勤への配慮など)」「事業主や職場の仲間の理解があること」「生活できる給料がも らえること」「障がい者も働くことのできる施設や設備が整うこと」がいずれも3割台で、前回 調査に引き続き充実が望まれています。また、これらの項目は、特に知的障がい者、精神障がい 者で割合が高くなっています。



第3編 計画の基本的な考え方





第1章 基本理念

1 計画の概要

令和3年度に策定された『瑞穂町第4次地域保健福祉計画』(令和3~7年度)では、「つながり、ささえあい、安心して健康に暮らせるまち みずほ」を基本理念に掲げ、地域に暮らす全ての人々が主役となり、交流をはかりながら、お互いの違いを認めることで、優しさが生まれ、その優しさがさまざまな人を包み込む福祉社会をめざします。

本計画においても、すべての住民が地域社会の構成員として共に支えあい包みあう(ソーシャル・インクルージョン)という考え方を共有し、「障がいのある人もない人も、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」づくりをめざし、引き続き、すべての人がつながる福祉社会の実現に向けて取り組んでいきます。

2 基本的な考え方

- ◆協働と参画のまちづくり
- ◆健康で安心して生活できる福祉のまちづくり
- ◆選択できる福祉サービス基盤の整備
- ◆福祉保健情報の一元化の推進
- ◆自立生活の基盤づくりへの支援
- ◆新しいつながりの構築
- ◆福祉文化の創造

3 基本理念

つながり、ささえあい、安心して 健康に暮らせるまち みずほ

~すべての人がつながる福祉社会をめざして~



第2章 基本目標

基本目標1 ふれあい、ささえあいの地域づくり

共生社会を実現するためには、障がいのある人もない人も、地域に住む全ての人が共につながり、ささえあうことが重要です。

そのために、障がいのある人とない人が交流できる機会や場の提供、福祉に関する知識や情報が手に入るようにすること、障がいのある人の社会参加の促進等を通じて、共生社会の実現を目指します。

基本目標2 障がい者福祉を進めるための体制づくり

障がいのある人が、必要とする支援を受けることができ、自ら居住する場所や意向を選択する ことができる環境が必要です。

障がいの特性や状況に応じたサービスの量及び質の確保を図ると共に、障がい者団体、関係機関、行政等の連携・協働を促進し、適切な支援を行うための人材の確保や体制づくりに努めます。

基本目標3 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり

障がいのある人が住み慣れた地域で、安心・安全に暮らせるために、各人が抱えている障がい に寄り添った「暮らしやすい」と思える環境づくりに努めます。

また、地域包括ケアシステムを推進すると共に、災害時の避難体制の充実、就労支援等による 生活基盤の確立等、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標4 いきいきと暮らすための健康づくり

障がいの早期発見・早期療育、障がいのある人に関する保健・医療サービス提供の体制づくり を図ります。



第3章 施策の体系

基本理念

基本目標

基本施策

~すべての人がつながる福祉社会をめざして~ 健康に暮らせるまち みずほ

l ふれあい、ささえあいの地域づくり

- (1)障がいのある人の社会参加の促進・地域交流
- (2) 福祉情報の発信
- (3) 利用しやすい施設の環境づくり

2 障がい者福祉を進めるための体制づくり

- (1) 地域福祉の担い手の養成
- (2) 地域における障がい者福祉教育・学習の推進
- (3) ボランティア・NPO の活動の推進
- (4) 相談体制の充実
- (5) 障害福祉サービスの質の向上

3 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり

- (1)権利擁護の推進
- (2) ユニバーサルデザインの推進
- (3) 防災体制の充実
- (4) 障がいのある子どもと家庭への支援
- (5) 障がいのある人の就労支援

4 いきいきと暮らすための健康づくり

- (1) 障がいの早期発見・早期療育
- (2) 障がいのある人に関する医療体制の基盤づくり





第4編 障害者計画





第1章 基本計画

基本目標1 ふれあい、ささえあいの地域づくり

基本施策(1)障がいのある人の社会参加の促進・地域交流

【現状と課題】

障がいのある人もない人も、共にささえあう共生社会の実現には、様々な人がお互いを理解し、 地域で助け合うことが必要です。障がいのある人や障がいのある子ども当人だけではなく、その 家族や支援者を含め、地域に定着するために、周囲や専門家等の支援が求められます。住民一人 ひとりが様々な障がいの特性を理解していくと共に、障がいのある人とない人が交流する場が必 要です。

また、障がいのある人が、住み慣れた地域で、生きがいを持って自分らしい生活を送ることができるためには、地域のスポーツや文化芸術活動など様々な分野で活動することのできる環境が求められます。

アンケート調査では、スポーツ、文化、交流等の活動に「参加している」割合が全体で1割台となっており、令和2年度の調査よりやや減少傾向にあります。また、地域活動への参加の希望について、「参加したい」割合は2割台にとどまり、「参加したいと思わない」は4割台となっています。参加しない主な理由として、「どのような活動があるかわからない」が多くあげられています。

【今後の方向性】

地域における交流や付き合いを深め、高齢の障がい者や障がいのある子どもを持つ家庭の孤立 を防ぐために、交流できる場・機会の提供や支援活動を積極的に推進していきます。また、障が い者団体や事業所、社会福祉協議会等の関係機関と連携・協力しながら、地域におけるささえあ い活動を支援していきます。

今後のさらなる高齢化を見据え、高齢者を含む障がいのある人の社会参加を図るため、外出を 促す施策を増やすなどの支援が必要です。また、就業機会の提供や地域住民との交流等、誰でも 気軽に交流が持てるよう支援を行います。

【取組】

①障がい者の理解促進

取組内容

毎年開催している障がい者理解促進のための運動会である「ふれあい運動会」や障害者週間、発達障害啓発週間などの機会に関係機関と連携し、障がいや障がいのある人への理解促進のための啓発活動を行います。



②障がいのある人の社会参加の促進支援

取組 内容 ノーマライゼーションを実現するために、社会福祉協議会や障がいのある人の当 事者団体、家族会などと連携し、障がいのある人の日中活動の場の確保や地域生活 支援事業の充実を図ります。

③社会参加のための支援サービスの充実

取組 内容 地域生活支援事業により、相談支援や移動支援、手話通訳の保障などコミュニケーション支援、支援者等の育成、障がいのある人が一般住民と同様に社会参加していくための支援サービスの充実を図ります。

④当事者活動の支援

取組 内容 障がいのある人自らが支援者となる当事者間活動や当事者団体の活動を支援するための、協力ボランティアの育成支援を行います。

⑤文化芸術活動の促進

取組 内容 障がい者の社会参加を進め、文化芸術活動を支援するため、公共施設などでの絵画や作品の展示などを通じて日頃の創作活動の発表の場を提供していきます。



基本施策(2)福祉情報の発信

【現状と課題】

障害福祉サービスや様々な活動・イベント等の情報が、障がいのある人やその家族・支援者に 届いて周知されることは、障害福祉の推進を図る上で欠かすことのできない要因となっています。 また、障害者基本法において「情報のバリアフリー化」、障害者差別解消法に基づく基本方針 では「情報アクセシビリティの向上」があげられ、障がいのある人がその障がい特性にかかわら ず、円滑に情報を取得し、利用や発信ができるよう求められています。

アンケート調査では、福祉情報の入手先として「都や町の広報」が半数以上を占めています。また、意思疎通や情報入手の際に「困難を感じることがある」割合は全体の約2割で、知的障がい者、精神障がい者で比較的多い傾向にあります。行政などからの情報が正確に伝わるために必要なこととして「電子メール、SNSなどの情報通信技術を活用した情報提供を増やす」が4割台で多くあげられています。

【今後の方向性】

必要なときに、必要な人に、必要な内容が提供されるよう、分かりやすい表現による福祉情報 の充実に努めながら、広報紙等の従来の周知方法に加え、パソコンやスマートフォンなどの活用 や、印刷物、各種案内冊子の音声コード化やデイジー化を促進しています。また、効果的な情報 の発信方法や情報伝達の充実について検討を続けていきます。

【取組】

①福祉情報の提供・広報活動の充実

取組内容

広報紙・ホームページの内容の一層の充実を図るほか、福祉案内冊子「瑞穂の福祉障がい者版」の作成など、障がいのある人への情報提供に努めます。

②地域資源情報の収集

取組 内容 自立支援協議会や住民懇談会、地域ケア会議などを通じて、地域での活動や人的・物的資源といった地域資源情報の収集と発掘、及び資源の積極的な活用を進めていきます。

③情報のバリアフリー化の促進

取組 内容 障がいのある人が、その特性にかかわらず、円滑に情報を得られるよう、各種印刷物や案内冊子の音声コード化、デイジー化、大活字図書の設置など情報のバリアフリー化を促進していきます。



基本施策(3)利用しやすい施設の環境づくり

【現状と課題】

障がいのある人が、地域の中で孤立することなく暮らすためには、住民が集う場や憩いの場に 気軽に出掛けることができ、安心・安全に交流活動ができる環境が重要です。町の地域交流拠点 としては、ふれあいセンター、コミュニティセンター、町民会館のほか、地区会館などの公共施 設があります。

アンケート調査では、日常的な外出について「外出したいが、がまんしたり、できないことがある」割合が2割台で、特に精神障がい者に多い傾向にあり、その理由として「人の目が気になる」が最も多くあげられています。

【今後の方向性】

施設の利便性や利用者数の向上を図り、障がいのあるなしにかかわらず、交流できる環境づくりを促進します。

【取組】

①町障がい者施設の利便性向上

取組 内容 町障がい者施設は老朽化が進んでいるため、国などの補助金により財源を確保 し、改修を行っていきます。また、利用者の利便性向上のための支援を実施してい きます。

②公共施設の利用促進

取組 内容 障がいのある人とない人のコミュニケーションや交流活動を促進するために、公 共施設の整備や移動の支援など、運用の見直しを促し、福祉活動を行う拠点として の利用促進を図ります。

③交流の場づくり

取組 内容 ふれあいセンターを中心とした交流活動を進めていきます。また、コミュニティセンター等の利用については、担当課と連携しながら研究していきます。

④移動支援施策の推進

取組内容

障がいのある人が、地域の中で孤立せず、気軽に外出できるよう、移動支援事業 の推進を図ります。



基本目標2 障がい者福祉を進めるための体制づくり

基本施策(1)地域福祉の担い手の養成

【現状と課題】

障がいのある人の暮らしの中での、公的な福祉サービスでは対応が難しい課題として、電球の 交換やゴミ出しといった日常生活上の支障、悪質商法の被害等があげられます。これらの課題は、 障がいのある人の地域での暮らしを妨げるもので、解決すべき生活課題となっています。

地域で生活をする障がいのある人にしか見えない地域の課題に迅速に対応するためには、障がい者福祉を含めた、地域に寄り添って活動する地域福祉活動を担う人材が不可欠です。

少子高齢化が進むなか、今後も高齢者や障がいのある人自身も、地域福祉の担い手として活躍 することが期待されています。地域福祉活動を担う人材の養成は、障がい者福祉の推進だけでは なく、担い手本人が生きがいを持つことにもつながります。

【今後の方向性】

地域での福祉活動の担い手を養成し、地域活動の中心的な役割を担う存在としての活躍を支えます。養成については、『瑞穂町第4次地域保健福祉計画』における6地域区分(圏域)の設定に基づき、それぞれの地域区分の実状等を勘案しながら進めていきます。

【取組】

①地域福祉の担い手の養成支援

取組内容

ボランティアを地域福祉の担い手として養成するために、ボランティアセンター みずほを支援していきます。

②地域福祉の担い手の活動支援

取組 内容 地域福祉の担い手としての活動を支援するため、関係機関や関係団体等と連携を 図りながら、役割や位置づけを明確化し、地域住民への周知・啓発を行います。

③地域住民の助け合える関係づくりの推進

取組内容

地域住民が困った時に助け合える関係づくりのための環境づくりを推進します。



基本施策(2)地域における障がい者福祉教育・学習の推進

【現状と課題】

障がいのある人が地域に溶け込み、地域の一員として暮らしていくには、広く住民が障がいや その特性に関する知識を身に付け、理解を深めていくことが重要です。

そのためには、障がい者福祉についての教育や、主体的に学ぶことのできる機会等があることが大切です。

アンケート調査では、差別や嫌な思いをした場所として「外出先」や「学校・仕事場」が約4割で多くなっており、地域全体の障がいへの正しい理解が求められます。

【今後の方向性】

共生社会の推進に向けた第一歩として、相互理解が必要になります。すべての住民が障がいに 関する知識や理解を深めていけるよう、福祉教育を推進し、講座の開催や体験する場の提供等を 行います。

【取組】

①障がい者福祉の理解促進

取組 内容 地域イベント等を通じて、福祉活動に気軽に参加できる機会を提供すると共に、 今後障がい者福祉活動に取り組もうとしている地域のNPOや活動団体が開催す る講座等を積極的に支援します。また、障がい者理解促進のための各種講演会など を実施していきます。

②地域に開かれた福祉教育の実践

取組 内容 あらゆる場と機会を通じて、すべての住民に福祉の心が醸成されるように努めていきます。また、子どもたちに福祉の心を芽生えさせ醸成するため、家庭、地域、 学校が共に連携して、子どもたちが学ぶ機会や体験をする場をつくっていきます。



基本施策(3)ボランティア・NPOの活動の推進

【現状と課題】

障がいのある人が地域で暮らしていく中で、公的サービスでは補うことが難しい場合の対応として、身近な範囲で活動するボランティアやNPOによる支援が不可欠になります。

様々な人にボランティア活動へ関わってもらう一方で、住民、NPO、行政等が連携・協働しながら、障がい者支援を進めていく必要があります。

【今後の方向性】

ボランティアやNPO活動への支援を行いつつ、ボランティア活動に関する情報提供や相談体制の充実等を図ることで、ボランティアやNPO活動の推進を図ります。

【取組】

①啓発活動の充実

取組内容

協働による障がい者支援を推進するために、ボランティアセンターみずほが行う 各種のボランティア体験講座、入門講座の開催等を支援し、幅広いボランティア活 動に取り組むためのきっかけづくりを進めます。

②相談体制や情報提供の充実

取組 内容 ボランティア活動をしたい人と必要とする人とのコーディネートや、活動相談・活動支援や地域のボランティア情報の発信地としての役割を担うボランティアセンターの充実を図ります。

③ボランティア・NPO活動への支援

取組内容

障がい者支援を担うNPOやボランティア団体が、その組織力と知識、経験を活かすことができるよう、福祉活動や事業への支援を行います。



基本施策(4)相談体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人が地域で自立して暮らしていくためには、相談できる体制が身近にあることが 重要になります。また、障害の範囲の拡大、重複障害等への対応などにより、より高度な相談体 制が求められています。

福祉サービスの充実やさまざまな制度の整備により、現在の福祉制度やサービスの内容とその 手続きは複雑化しています。利用者にとって適切な障害福祉サービスの利用がなされるよう、ケア マネジメントによりきめ細やかな支援ができる計画相談支援体制の充実を図る必要があります。

アンケート調査では、家族以外の相談先として「病院などの医療機関」が約3割となっており、より相談しやくすなるために必要なことは「親身になって、さまざまなことの相談に応じてくれること(ワンストップサービス)」「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれること」があげられています。

【今後の方向性】

関係機関と連携しながら相談体制の充実を図り、相談しやすい環境の構築に努めます。また、 計画相談支援をさらに周知し、利用の促進を図ります。

【取組】

①基幹相談支援センターの設置

取組内容

地域の相談支援の拠点として幅広い機能を担う基幹相談支援センターについて、近 隣自治体での設置状況やその効果の研究を進め、設置及び適正な運営を目指します。

②相談体制の充実

取組 内容 障がいのある人の視点から相談しやすい、ニーズに合った相談体制の充実を図ります。また、相談が気軽にできるよう、事業所、社会福祉協議会と連携・協力し、 心理士などによるバックアップ体制も取りながら、相談窓口を充実していきます。

③関係機関との連携強化

取組 内容 庁内関係部局、関係機関、専門家等で、相談体制の連携を強化します。また、相 談関係機関の団体に関しても、気軽に相談できるよう強化を図っていきます。

④自立や生活安定に向けた支援

取組 内容 西多摩福祉事務所、社会福祉協議会などの関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ると共に、各種制度やサービスの周知に努めます。また、ハローワークとの連携や就労移行支援・就労継続支援により、就労情報の提供、職業訓練の促進など、自立や生活安定に向けた援助を推進します。



基本施策(5)障害福祉サービスの質の向上

【現状と課題】

質の高い障害福祉サービスの提供には、サービスに関わる人材の育成が不可欠となります。また、障がいのある人それぞれの特性に応じたニーズを充足させるには、サービス提供に携わる人の能力や資質の向上が求められます。

さらに、地域住民が主体的なささえあいで育み、地域の資源を生かした仕組みづくりも求められています。

アンケート調査では、福祉サービスについて困っていることとして「サービスに関する情報が 少ない」「役所での手続きが大変」が1割台となっており、知的障がい者と精神障がい者で多く なっています。

【今後の方向性】

障がいのある人のニーズに対応できるよう、人材の育成やサービス向上等に努めると共に、多様な担い手を活用できる仕組みづくりを推進していきます。

【取組】

①福祉関係職員の資質の向上

取組内容

障害福祉サービスの質の確保・向上を図るため、各種研修会や会議への職員参加 を促進し、福祉関係職員の資質の向上に努めます。

②関係団体等への働きかけ

取組 内容 民間事業者、NPO、関係団体に対し、町ホームページの「瑞穂町総合人材リスト」等の活用も含め、人材育成関係情報を積極的に提供し、関係者の資質向上を働きかけます。

③苦情対応等に基づくサービスの質の向上

取組 内容 相談窓口や関係部局・関係機関等の相談窓口に寄せられたサービス利用者からの 苦情を把握し、対応を図りながらサービスの質の向上に努めます。

④第三者によるサービス評価の支援

取組内容

第三者機関によるサービス評価システムの普及定着に向けて、サービス提供事業 者への周知・理解を図ります。

⑤地域共生型サービスの仕組みづくりの研究

取組 内容 障がい者と高齢者が同一事業所でサービスを受けやすくするための、障害福祉制度と介護保険制度との共生型サービスの研究を行っていきます。



基本目標3 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり

基本施策(1)権利擁護の推進

【現状と課題】

障がいなどにより判断能力が十分でない人が、安心して財産の管理や公的な手続きができるよう、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の周知・充実を図っていくことが求められています。 さらに、支援を必要とする家庭に対して、民生委員・児童委員の活動を中心に、地域住民が声掛けや見守り活動等を行うことによって、地域からの孤立を防止することが重要になります。

アンケート調査では、成年後見制度、障害者差別解消法は「名前を知っている程度」が最も多 く、地域福祉権利擁護事業は「まったく知らない」が半数以上を占めています。

【今後の方向性】

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の周知徹底(「成年後見活用あんしん生活創造事業」など)や、関係機関等との連携を図り、権利擁護を推進していきます。

【取組】

①成年後見制度の周知

取組内容

国で制定されている成年後見制度について、対象者となる判断能力が十分でない 知的障がい者や精神障がい者等の家族・関係者等に周知していきます。

②権利擁護センターみずほとの連携

取組 内容 権利擁護が円滑に行われるように、また精神障がい者、知的障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利を守り支援していくために、積極的な連携を図っていきます。

③権利の擁護と虐待防止

取組 内容 障がいなどにより、意思・判断能力が十分でない人たちが、地域で自立した生活を送ることができるよう、地域福祉権利擁護事業を推進すると共に、消費者保護に関係する機関との連携を強化し、権利侵害の未然防止、早期解決を図ります。また、障がいのある人の虐待に関わる通報や届出、支援等の相談を受け付ける瑞穂町虐待防止センターを設置し、虐待防止や早期対応を進めます。



基本施策(2)ユニバーサルデザインの推進

【現状と課題】

障がいの有無や年齢等にかかわらず、誰もが使いやすい施設の整備等、すべての人を対象にしたユニバーサルデザインのまちづくりを、今後も進めていく必要があります。

アンケート調査では、「交通やバリアフリーといった移動の問題」を改善して欲しいとの声が、 自由回答を中心に数多く寄せられています。

【今後の方向性】

「東京都福祉のまちづくり条例」に沿って、町でもユニバーサルデザインのまちづくりを進めていきます。

【取組】

①ユニバーサルデザインの推進

取組内容

「東京都福祉のまちづくり条例」を踏まえ、ユニバーサルデザインの啓発に努めると共に、関係各所への周知を図ります。

②東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルへの対応

取組 内容 「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を踏まえ、事業者や設計者 が建築物等を設計する上で、適合証交付請求書や届出書の提出を徹底していきま す。

③公共施設の整備

取組 内容 公共施設、道路、公園等のユニバーサルデザイン化及び町内道路路線の歩道等の 設置や歩道の段差解消を推進していきます。

④建築物等の整備

取組 内容 新築の町建築物については、ユニバーサルデザイン化に努めると共に、既存の建築物についても計画的に改善・整備を推進していきます。



基本施策(3)防災体制の充実

【現状と課題】

平成23年に発生した東日本大震災以降、近年の度重なる自然災害により、防災に対する意識が高まっています。町でも令和3年3月に『瑞穂町地域防災計画』を改定し、自然災害や大規模事故災害に対する対策・対応を定めていますが、地域と行政の双方向の情報提供・交換の仕組みを、強化していくことが求められています。

アンケート調査では、災害時の心配なこととして「避難所での生活がむずかしい」「薬の手配がむずかしい」が多くあげられており、どちらも令和2年度の調査より増加しています。

【今後の方向性】

『瑞穂町地域防災計画』の下、防災意識の啓発や自主防災組織の充実・強化を進め、事業所や 地域住民と連携しながら地域防災力の向上に努めます。

【取組】

①災害時要配慮者の安全確保体制の整備

取組 内容 施設や資機材等のハード面の整備に加え、各防災機関による連携や事業所、住民の役割を明確にし、住民・行政・事業所が一体となって活動を行えるよう自主防災組織の強化を図り、日頃からの連携に努めます。また、事業所においては自衛消防組織を整備し、地域や行政との協力体制の推進を図ります。

②避難行動要支援者の安全確保の整備

取組 内容 避難行動要支援者名簿を作成し、対象者の現状把握と、安否確認等災害時の援護 活動が効率的に行えるよう、避難行動要支援者マップの整備を行います。

③災害時ボランティアの育成と連携体制

取組 内容 行政と異なる立場から被災者の救済や災害の除去を行うボランティアやNPOは、大規模災害において重要な役割を担っています。社会福祉協議会では、毎年の防災訓練に合わせ災害ボランティアセンターの設置訓練を行っており、今後も災害ボランティアの育成と連携強化に努めます。

④福祉避難所の確保・整備

取組内容

一般の避難所での生活が困難な障がいのある人とその家族のため、福祉避難所の 確保、整備を図ります。



基本施策(4)障がいのある子どもと家庭への支援

【現状と課題】

障がいのある子どもが地域の中に自然に溶け込んで、伸びやかに成長するためには、地域や幼稚園、保育所、学校等の障がいへの理解が求められます。また、障がいのある子どもを持つ親の精神的負担の軽減が必要となります。

アンケート調査では、学校等以外の過ごし方として「児童発達支援、放課後等デイサービスを利用したい」が大半を占めています。また、障がい児教育のために保育所や学校に望むことは「障害の状態に適した指導をする指導体制を充実すること」や「教職員の障がいへの理解を深めること」が多くあげられています。

【今後の方向性】

町内に住む障がいのある子どもが、自分らしくいきいきと健やかに育つことができるよう、障がいのある子どもやその保護者への様々な支援を行います。

【取組】

①相談支援体制の充実

取組 内容 障がいのある子どもを持つ親の精神的負担を軽減し、障がいのある子どもの発達を促すために、心理士によるバックアップ体制をとりながら、相談支援体制の充実を図り、相談者のニーズに応じたサービスの提供に努めます。また、それに伴う関係機関との連携を強化します。

②発達障害等支援の充実

取組内容

自閉スペクトラム症(ASD)や学習障害(LD)など、その傾向にある子どもと親に対し、必要とする支援を行うことができる体制を充実していきます。

③障がいのある子どもを持つ親同士の交流促進

取組 内容 障がいや発達に遅れのある子どもをもつ親同士が交流し、同じ悩みを持った仲間づくりや情報交換が行えるよう、親同士のつながりをサポートし、孤立感の解消や問題の解決などができる体制をつくっていきます。

④未就学障がい児の受け入れについての対応の充実

取組 内容 未就学児の教育について、障がい児を持つ親に寄り添える柔軟な対応ができる組織づくりを目指し、情報提供等を充実していきます。

⑤障がい児に対する理解の促進

取組内容

町内の学校の児童生徒に対し、地域の障がいのある児童への正しい理解と思いやりの心を育む教育を推進します。



基本施策(5)障がいのある人の就労支援

【現状と課題】

障がいのある人が住み慣れた地域で、いきいきとした自分らしい生活を送るためには、生きがいと安定した経済的基盤が不可欠です。そのためには、就労による社会参加と、継続的な所得が必要になります。

アンケート調査では、働きやすい環境のために望むこととして、令和2年度の調査と同様に、「柔軟な就労条件が整うこと(状態に応じた労働時間、通勤への配慮など)」「事業主や職場の仲間の理解があること」「生活できる給料がもらえること」が上位にあげられています。

【今後の方向性】

障がいのある人の就労を支援するために、福祉と雇用の連携による就労支援体制の強化に努めると共に、一般就労だけではなく福祉的就労などを含め、柔軟な就労条件を視野に入れた支援を進めていきます。また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下「障害者優先調達推進法」という。)の下、施設等が提供する物品やサービスの優先調達に努めます。さらに、庁内実習を実施し、一般就労に向けた体験の場を提供します。

【取組】

①瑞穂町障害者就労支援センター

取組内容

障がいのある人の就労意欲の向上及び一般就労の促進、福祉的就労の検討を図ります。また、就労支援や生活支援を通じ、自立を目指します。

②就労支援事業所との連携

取組内容

利用者の状態の把握や、瑞穂町障害者就労支援センターとの連携等、様々な方法で就労支援につながる取り組みを支援します。

③公共職業安定所(ハローワーク)等との連携

取組内容

ハローワークや企業、特別支援学校、事業所、自立支援協議会等と連携を図りながら、障がいのある人の就労支援体制の充実を図ります。

④優先調達の推進

取組内容

「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労施設等からの優先調達をさらに進めていきます。



基本目標4 いきいきと暮らすための健康づくり

基本施策(1)障がいの早期発見・早期療育

【現状と課題】

障がいを早期に発見し、適切な療育や治療、リハビリテーションを受けられる環境づくりを進める必要があります。また、障がいの早期発見により、家族や支援者の精神的な負担を軽減し、受け入れや支援体制を整えることが求められます。

さらに、障がいにつながる疾病や生活習慣病の予防を図り、いつまでも元気で自立した生活を 営むために、定期的な健康診査や適度な運動を推進する必要があります。

【今後の方向性】

母子保健事業については、妊婦から就学前までの幼児を中心に保健事業を実施し、障がいの早期発見及び適正な時期に相談や療育を受けられるように支援していきます。

健康増進事業については、生活習慣病の予防の推進等を図り、障がいの原因となる疾病を予防 していきます。

【取組】

①母子保健事業を通じた障がいの早期発見・早期療育

取組 内容 妊婦や乳幼児を対象とした各種健康診査、妊娠届出時の妊婦面接、保健師などによる妊婦訪問、乳児家庭全戸訪問、各種相談・講習会事業等を通じて障がいの早期発見・早期療育に努め、支援を行います。また、養育医療の給付を行います。

②障がいの原因となる疾病の予防

取組 内容 健康寿命の延伸という目標の下、生活習慣病の予防、健康づくりの意識の向上などに重点を置きながら、健康診査、生活習慣の改善を目的とした各種相談・健康教育等の健康増進事業を実施していきます。また、心の健康づくりに関する啓発を行います。このことにより、障がいの原因となる疾病の予防を推進します。



基本施策(2)障がいのある人に関する医療体制の基盤づくり

【現状と課題】

障害福祉サービスを十分に提供するためには、保健・医療と連携した総合的な支援が必要となります。そのためには、診察や診療、相談など様々な面で医療機関や保健所、事業所との連携を図り、支援体制を整備していくことが求められます。また、精神障害や発達障害、高次脳機能障害などについては、より専門的な相談や診療といった支援が必要となります。

【今後の方向性】

障がいのある人それぞれの特性に応じた適切な医療・歯科医療サービスが受けられるよう、医療機関や保健所等と連携を図ります。

また、障がいのある人が身近な地域で診療や健康診査等の相談が受けられるように、地区医師会・歯科医師会と連携しながら、「かかりつけ医・かかりつけ歯科医」の普及・定着を推進していきます。

【取組】

(1)障がいのある人に関する地域医療の体制づくり

取組 内容 在宅医療や遠隔診療等に関する国の動向を注視し、障がいのある人も医科・歯科診療を受けやすい環境の整備の促進に努めます。

②関係機関との連携

取組 内容 医師会や歯科医師会、中核病院、民間事業所等の関係機関との連携を図ることで、 障がいのある人それぞれのニーズや課題を共有し、障害福祉サービスの推進に努め ます。



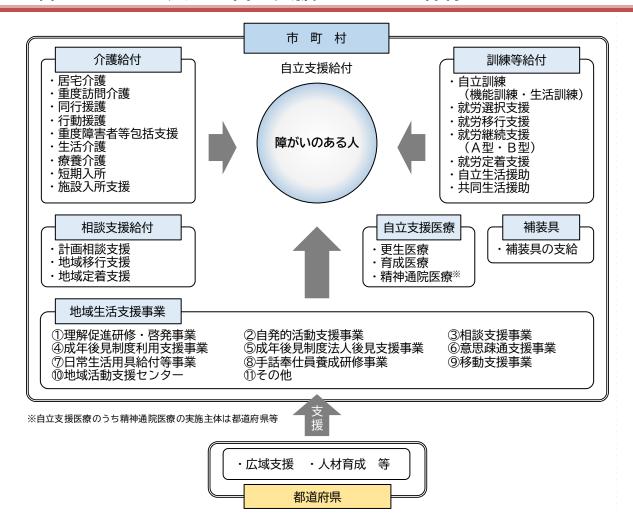
第5編 障害福祉計画·障害児福祉計画



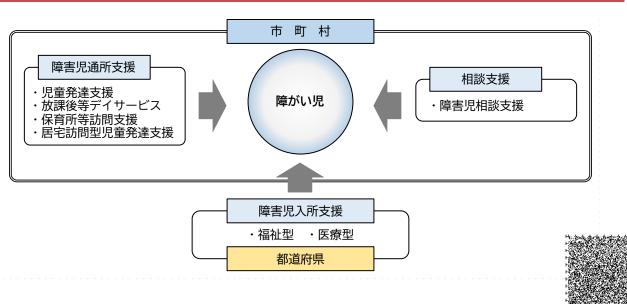


第1章 システム全体像

1 障がいのある人への自立支援システム全体像



2 障がい児への支援システム全体像



第2章 障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標

市町村障害福祉計画・障害児福祉計画では、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「基本指針」という。)に基づき、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「障がい児支援の提供体制の整備」、「相談支援体制の充実・強化等」、「障害福祉サービス等の質の向上」について、成果目標を設定することが求められています。

町では、これらの内容に留意しつつ、町の特性や基盤整備の状況を踏まえて、本計画においては、第6期計画に引き続きそれらの成果目標を大枠で継承し、計画終了年度(令和8年度)における実現を目指すこととします。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- ○令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することとするとともに、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
- ○精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ○令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- ○令和8年度末における入院3か月後時点、入院後6か月時点及び入院後1年時点の退院率の目標値をそれぞれ68.9%以上、84.5%以上及び91.0%以上として設定することを基本とする。
- ○保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療 福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となる ため、活動指標を明確にし、各項の取組を積極的に推進する。



町の考え方と基本目標

令和5年3月31日時点での施設入所者数は27人であり、町においては入所待機者の状況や 入所施設による専門的な支援が必要な障がい者のニーズを考慮した上で、令和8年度の地域生 活移行者数を1人(3.7%)、入所者数削除見込みを1人(3.7%)と設定します。

令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備については、都が算出する基盤整備量(瑞穂町:65歳以上4人、65歳未満0人)を勘案しながら、支援に努めます。

また、町では、精神病床から退院した精神障がい者を支える基盤が不足していることから、 数値目標として設定することが困難であるため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム の構築に向け、「瑞穂町精神保健業務連絡会(町、東京都西多摩保健所、東京都多摩総合精神保 健福祉センター、西多摩福祉事務所、瑞穂町精神障害者地域活動支援センター)」、自立支援協 議会等の協議の場を通じて引き続き検討を進めます。

項目	数値	考え方
令和4年度末の施設入所者数	27人	_
【目標值】地域生活移行者数	1人 (3.7%)	国の基本指針では6%以上
【目標値】入所者削減見込み	1人 (3.7%)	国の基本指針では5%以上

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【活動指標】精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
【活動指標】精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	0人
【活動指標】精神障がい者の共同生活援助の利用者数	29人	32人	35人
【活動指標】精神障がい者の自立生活援助の利用者数	5人	6人	6人
【活動指標】精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	1人	1人	1人



2 地域生活支援の充実

国の基本指針

- ○令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ○令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいを有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

町の考え方と基本目標

町では、令和8年度までに、地域生活支援拠点の整備を1か所とする目標を定める予定ですが、面的整備による整備を行うに際しては、中核となる相談事業所などを設定する必要があります。基幹相談支援センターが設置できれば、これを中心にして、グループホームと短期入所施設を組み合わせたネットワークにより拠点整備を図ることを検討します。

項目	数値	考え方
【目標値】地域生活支援拠点等を整備	1か所	令和8年度末までの設置の有無
【目標値】運用状況の検証・検討実施回数	年1回	整備された場合の年間実施回数
【目標値】地域生活支援拠点等の機能の充実	_	機能の充実に向けた施策の検討
【目標値】強度行動障がいを有する障がい者の状況や 支援ニーズの把握及び支援体制の整備	_	支援体制の検討



3 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

- ○令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の 1.28倍以上にすることを基本とする。そのうち、就労移行支援事業については1.3倍以上、 就労継続支援A型事業については概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね 1.28倍以上を目指すこととする。
- ○就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の 割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- ○就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ○就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。
- ○都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した 支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進めることを基 本とする。

町の考え方と基本目標

町では、国の基本指針を踏まえるとともに、町の近年の実績や実情を踏まえ、令和8年度に福祉施設から一般就労へ移行する人の数を3人(1.5倍)、令和8年度の就労定着支援事業利用者数を5人(1.25倍)とすることを目指します。

	項目	数値	考え方	
4	令和3年度の一般就労移行者数	2人	_	
	うち就労移行支援事業	2人	_	
	うち就労継続支援A型事業	0人	_	
	うち就労継続支援B型事業	0人	_	
	【目標値】令和8年度の一般就労 移行者数	3人 (1.5倍)	国の基本指針では 令和3年度実績の1.28倍以上	
	うち就労移行支援事業	3人 (1.5倍)	国の基本指針では 令和3年度実績の1.31倍以上	
	うち就労継続支援A型事業	0人	国の基本指針では 令和3年度実績の1.29倍以上	
	うち就労継続支援B型事業	0人	国の基本指針では 令和3年度実績の1.28倍以上	
	【目標値】一般就労移行者の割合 が5割以上の就労移行 支援事業所の割合	0	国の基本指針では一般就労へ移行 した者の割合が5割以上の事業所 が5割以上	



項目	数値	考え方
令和3年度の就労定着支援事業利用者数	4人	_
【目標値】令和8年度の就労定着支援事業 利用者数	5人 (1.25倍)	国の基本指針では 令和3年度の実績の1.41倍以上
【目標値】就労定着率7割以上の就労定着 支援事業所の割合	_	町内に就労定着支援事業所がないため 数値目標は設定しない

4 障がい児支援の提供体制の整備

国の基本指針

- ○令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上 設置することを基本とする。
- ○令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
- ○令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デ イサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ○令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の 支援を総合調整するコーディネーターを配置することを基本とする。
- ○障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

町の考え方と基本目標

国の基本指針や町の実情を踏まえ、障がい児の地域社会への参加・包容 (インクルージョン) の推進に努めます。

項目		数値	考え方
【目標値】児童発達支援センターの設置		検討	児童発達支援センターを町又は圏域に設 置することを検討
【目標値】保育所等訪問支援の設置		1 か所	令和8年度末までに障がい児の地域社会 への参加・包容(インクルージョン)を 推進する体制を構築する
【目標値】重症心身障がい児を支援する児童発 達支援事業所及び放課後等デイサー ビス事業所を各市町村又は各圏域に 1か所以上確保		検討	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を町又は圏域に1か所以上確保することを検討
	【目標値】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	検討	医療的ケア児支援のための関係機関の協 議の場の設置及びコーディネーターの配 置を検討



5 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

- ○令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ○協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行 うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

町の考え方と基本目標

総合的・専門的な相談支援を実施するため、基幹相談支援センターを令和6年度中に設置予定です。

項目	数値	考え方
【目標値】基幹相談支援センターの設置	設置	令和8年度末までの設置の有無
【目標値】協議会における個別事例検討の実施の 体制の確保	検討	協議会において個別事例の検討を 通じた体制の確保を検討

6 障害福祉サービス等の質の向上

国の基本指針

○令和8年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

町の考え方と基本目標

障がい者支援係の全職員が、障害福祉サービス等に係る各種研修に積極的に参加し、また、 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所と町で共有し、過誤請求等を防い でいきます。

項目	有 無	考え方
【目標値】障害福祉サービス等に係る各種研修の 活用	有	令和8年度末までの実施の有無
【目標値】障害者自立支援審査支払等システムに よる審査結果の共有	有	令和8年度末までの実施の有無



第3章 障害福祉サービスの体系図

障害者総合支援法

訪問系サービ

居宅介護(ホームヘルプ)

同行援護

行動援護

重度障害者等包括支援

居住系

自立生活援助

共同生活援助 (グループホーム)

施設入所支援

生活介護

中

活動系サー

ビ

須

事

域

生活支援

事

業

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

就労選択支援

就労移行支援

就労継続支援(A型・B型)

就労定着支援

療養介護

短期入所 (ショートステイ)

相談支援

障が

U

児支援

指

定障害!

福祉サー

ビ

ス

計画相談支援

地域相談支援

地域移行支援

地域定着支援

理解促進研修・啓発事業

自発的活動支援事業

相談支援事業

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度法人後見支援事業

意思疎通支援事業

日常生活用具給付等事業

手話奉仕員養成研修事業

移動支援事業

地域活動支援センター事業

知的障害者職親委託制度

日中一時支援事業

社会参加促進事業

訪問入浴サービス事業

更生訓練費給付事業

障害児等タイムケア事業

児童福祉法

害児通所支援

児童発達支援

放課後等デイサービス

保育所等訪問支援

居宅訪問型児童発達支援

相談支援

障害児相談支援



第4章 障害福祉計画の活動指標

1 サービス見込量の考え方

必要なサービス提供量については、以下の考え方に基づいて見込みました。

	サービス種別	サービス見込量試算の考え方
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	これまでのサービス利用者数を基礎として、利用者数の伸びや退院可能な精神障がい者の新たな見込数に、重度視覚障がい者の同行援護の見込数を加え、障がいのある人のニーズ等を踏まえて算出しました。
	生活介護	現在の法定施設の利用者のうち、障害支援区分に該当する人の見込数を基礎として、現在の利用者のニーズ、近年の利用者数の伸び等を踏まえると共に、新たに生活介護サービスの対象者と見込まれる人の数を勘案してサービス見込量を算出しました。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	現在の利用者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行目標、平均的なサービス利用期間等を勘案してサービス見込量を算出しました。
	就労選択支援	特別支援学校の卒業生を勘案してサービス見込量を算出しました。
		推計に際しては、以下の①~③を合算した数に、平均的なサービス利用期間を勘案してサービス見込量を算出しました。
	就労移行支援	①福祉施設利用者の一般就労への移行目標が達成できるよう、利用者 のニーズ等を勘案して見込んだ数
日中活動系		②特別支援学校卒業予定者等、新たに就労移行支援事業の対象者と見 込まれる人の数
糸		③退院可能な精神障がい者のうち、退院時のニーズ等を勘案して就労 移行支援事業の対象者と見込まれる人の数
	就労継続支援(A型)	就労継続支援 (A型) の対象者として適切であると見込まれる数を勘案してサービス見込量を算出しました。
	就労継続支援(B型)	就労継続支援の対象者として見込まれる数からA型の見込数を除いた数を勘案してサービス見込量を算出しました。
	就労定着支援	就労移行支援の利用により、一般就労へ繋げた方のうちの9割以上を サポート対象者として見込み、算出しました。
	療養介護	現在の重症心身障がい児施設の対象者を基礎として、近年の利用者の 伸び等を勘案してサービス見込量を算出しました。
	短期入所	現在の短期入所の利用者数を基礎として、近年の利用 者数の伸び、新たにサービス利用が見込まれる人のニ ーズ等を踏まえてサービス見込量を算出しました。



	サービス種別	サービス見込量試算の考え方		
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホームから地域での一人暮らしを希望している方の状況を基礎とし、その希望者数と実際に移行ができている人の割合から、新たにサービス利用が見込まれる人の数を勘案してサービス見込量を算出しました。		
居住系	共同生活援助	施設入所からグループホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行目標が達成されるよう、現在の利用者数を基礎として、近年の利用者数の伸び、退院可能な精神障がい者を含め、新たにサービス利用が見込まれる人の数を勘案してサービス見込量を算出しました。		
	施設入所支援	現在の施設入所者を基礎として、施設入所者の地域生活への移行目標数を除いた上で、グループホーム等での対応が困難な人の利用といったサービス利用の必要性が高いと判断される人の数を勘案してサービス見込量を算出しました。		
相談支援		障害福祉サービスの利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障がい者等、「サービス等利用計画」を作成して計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる人の数と計画の見直しをする人の数を勘案してサービス見込量を算出しました。		



2 訪問系サービス

■サービス名・内容

サービス名	内 容
居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、 食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度視覚障がい者(児)の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や援 護を行います。
行動援護	知的障がい者、精神障がい者(児)で行動が困難で常に介護の必要な人に、 外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行い ます。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行 います。

■サービス量の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
足之人进	時間/月	680	730	730
居宅介護	人/月	88	94	95
手 庇計明人維	時間/月	0	0	0
重度訪問介護	人/月	0	0	0
国 公授業	時間/月	20	20	20
同行援護	人/月	4	4	4
∕二手h+平=荘	時間/月	0	0	0
行動援護	人/月	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
里反牌古伯守也拍义拔 	人/月	0	0	0

■訪問系サービス見込み量確保のための方策

障がいの特性を理解したヘルパーの確保に努め、サービスの充実を図っていきます。また、「重度訪問介護」や「重度障害者等包括支援」については、サービス内容や対象者等について十分な情報を提供すると共に、実施事業者の確保に努めます。



3 日中活動系サービス

■サービス名・内容

	サービス名	内 容
生	活介護	常にサービスを必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護などを行うと共に、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自	立訓練	
	機能訓練	身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な身体障がい者に対し、 理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーション、生活等に関する 相談支援、その他必要な支援を行います。
	生活訓練	生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障がい者・精神がい害に対し、入浴、排泄、及び食事に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談支援、その他必要な支援を行います。
勍	分選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労 アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った 選択の支援を行います。
勍	分移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
勍	労継続支援	
	就労継続支援A型	A型 (雇用型) は、事業所内において雇用契約に基づき就労機会が提供されます。就労に必要な知識・能力が高まった人には、一般就労に向けた支援が提供されます。
	就労継続支援B型	B型 (非雇用型) は、雇用関係を結ばず、就労の機会や生産活動の機会が 提供されます。必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援 が提供されます。
就	分定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がい者について、企業への就労が定着できるように、企業・自宅等への訪問等によって課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。
療	養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関への入院とあわせて、機能訓練や介護、日常生活の世話などを行います。
	期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴 や排泄、食事の介護等を行います。



■サービス量の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	1,290	1,290	1,290
土冶月護 	人/月	69	69	69
機能訓練	人日/月	0	0	0
1000月12日 1000月 1000月 1000月 1000月 1000月 1000月 1000月 1000月 10000000000	人/月	0	0	0
生活訓練	人日/月	80	80	80
土石训养	人/月	5	5	5
就労選択支援	人/月		1	1
計20142公士1至	人日/月	260	260	280
就労移行支援 	人/月	16	16	17
+D.W.Zhizz+	人日/月	120	120	120
就労継続支援A型 	人/月	6	6	6
就労継続支援B型	人日/月	2,690	2,800	2,830
机力醛机又接 B 空	人/月	155	161	163
就労定着支援	人/月	11	14	14
療養介護	人/月	7	7	7
<i>k</i> =+0.3 =¢ [4=4.1 πμ]	人日/月	250	280	280
短期入所【福祉型】	人/月	33	37	37
短期入所【医療型】	人日/月	70	70	70
	人/月	5	5	5

■日中活動系サービスにおける見込量確保のための方策

地域での生活を進めていく上では、「日中活動の場」が重要ですが、町では地域資源が限られており、町外でのサービス利用者が多いことから、町内におけるサービス提供体制を充実することが求められます。

就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、地域の関係機関等と連携しながら雇用促進に努めると共に、自立した生活を支えることができるよう、工賃の確保にも留意します。また、平成23年12月に開所した「瑞穂町障害者就労支援センター」の一層の周知と活用促進を引き続き図り、見込量を確保していきます。

就労定着支援については、就労移行支援等の利用を経て、一般就労した方への変わらぬサポートができるよう、関係機関等との連携を図りつつ、自立した 社会生活へとスムーズに進めるよう取り組んでいきます。



4 居住系サービス

■サービス名・内容

サービス名	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者が地域で一人暮らしをする場合、定期的な巡回訪問や電話・メール等によって生活状況を確認し、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行 います。
施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護な どを行います。

■サービス量の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	5	7	7
共同生活援助(グループホーム)	人/月	71	74	74
施設入所支援	人/月	28	28	28

■居住系サービスにおける見込量確保のための方策

自立生活援助については、今まで生活をしていた障害者支援施設やグループホーム等の協力を仰ぎながら、定期的な連絡を取り、利用者の不安を取り除き、円滑な地域生活への援助をサポートしていきます。

共同生活援助(グループホーム)については、地域の理解を深めながら整備していきます。 また、施設入所支援については、認定審査会を通じて決定する障害支援区分に基づき、必要な 人が利用できるよう努めていきます。



5 相談支援(サービス等利用計画の作成)

■サービス名・内容

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障がいのある人のサービス等利用計画書を作成し、支援を行います。
地域移行支援	障害者支援施設入所者や、病院に入院している精神障がい者を対象に、地域生活に移行するための相談や支援を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域移行した人、単身や家族の状況等により支援が必要な人を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行います。

■サービス量の見込み

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援		97	99	100	
地域相談支援					
į.	地域移行支援	人/月	1	1	1
	地域定着支援	人/月	0	0	0

■相談支援における見込量確保のための方策

計画相談支援については、町内の障害福祉サービス事業者を中心に、事業者指定への働きかけを行うと共に、「自立支援協議会」などを活用して、事業者間の連携を促進する中で、サービス等利用計画の量的・質的確保を図ります。また、心理士などの専門職による相談体制も充実させ、必要なサービス支援を実施していきます。



第5章 障害児福祉計画の活動指標

1 サービス見込量の考え方

必要なサービス提供量については、以下の考え方に基づいて見込みました。

	サービス種別	サービス見込量試算の考え方
障 が い	障害児通所支援	これまでのサービス利用者数を基礎として、現在の利用者のニーズを踏ま えると共に新たにサービス利用が見込まれる障がい児の数を勘案して見 込量を算出しました。
児支援	相談支援	障害児通所支援の利用が見込まれ「障害児支援利用計画」を作成する障がい児の数と計画の見直しをする障がい児の数を勘案し、見込量を算出しました。

2 障がい児支援

■サービス名・内容

サービス名	内 容
児童発達支援	就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適 応訓練などの支援を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会 との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問して、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生 活への適応のための支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がいのある子ども等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作 の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障がい児通所サービスの利用を希望する人に、その環境やサービス利用 に関する意向を反映した「障害児支援利用計画」を作成します。

■サービス量の見込み

				令和6年度	令和7年度	令和8年度
旧辛癸炔十四		人日/月	170	200	200	
	児童発達支援		人/月	31	36	36
	放課後等デイサービス		人日/月	740	770	770
もないの			人/月	78	82	82



		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人日/月	10	10	10
休月川寺初问又饭	人/月	2	2	2
모습라메페마추장녹+枢	人日/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	27	32	32

■障がい児支援における見込量確保のための方策

障がい児支援のためのサービス供給量は今後増加していくことが見込まれています。現状では、町外のサービス利用が大半を占めており、特に、重度障がいや行動障がい、医療的ケアを必要とする子どもの受け入れ先の確保が課題となっています。民間の障害児通所支援事業所開設相談に丁寧に応じ、住民ニーズに応じた事業者の確保に努めます。

保育所や学童保育クラブなど、障がい児に関連する庁内の部署、サービスや計画相談を行う事業所等の機関との連携を図り、サービスの情報提供と、各家庭の状況把握に努め、国の放課後等デイサービス及び児童発達支援ガイドラインを活用した質の向上を目指します。また、心理士などの専門職を配置し、発達障がい児の早期発見に努め、適切なサービス利用につなげていきます。



第6章 地域生活支援事業

1 サービス見込量の考え方

必要なサービス提供量については、以下の考え方に基づいて見込みました。

サービス種別	サービス見込量試算の考え方
地域生活支援事業	これまでのサービス利用者数を基礎として、利用者の伸びやニーズ等を 勘案してサービス見込量を算出しました。

2 地域生活支援事業の推進

必須事業

(1)理解促進研修・啓発事業

■サービス名・内容

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	地域住民を対象にして、障がいのある人への理解を深めるための研修・ 啓発を行います。

■サービス量の見込み

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

■見込量確保のための方策

障がい別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障がいのある人に関するマークの紹介等、障がいのある人及び住民への普及・啓発を目的とした広報活動の実施に努めます。



(2) 自発的活動支援事業

■サービス名・内容

サービス名	内 容
自発的活動支援事業	障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

■サービス量の見込み

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	無	無	無

■見込量確保のための方策

地域のニーズを検証し、近隣の市町村の状況を踏まえて事業実施の方法を検討します。

(3)相談支援事業

■サービス名・内容

サービス名	内 容
障害者相談支援事業	障がいのある人及びその家族からの相談に応じ、必要な情報等の便宜を 図ることや、権利の擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことを目的とする事 業で、障がいのある人に、日常生活の困りごとや福祉サービスの利用援 助、就労についての相談支援などを行います。
基幹相談支援センター設置	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用 支援事業を実施します。
住宅入居等支援事業	賃貸住宅への入居にあたり支援が必要な方に対し、あっせんや契約の支援、保証人の調整、入居後の緊急時対応などを行います。

■サービス量の見込み

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	4か所	4か所	5か所
基幹相談支援センター設置	1か所	1 か所	1 か所
住宅入居等支援事業	無	無	有

■見込量確保のための方策

町と指定相談支援事業所において、迅速・的確な相談対応ができる体制づくり に努めます。

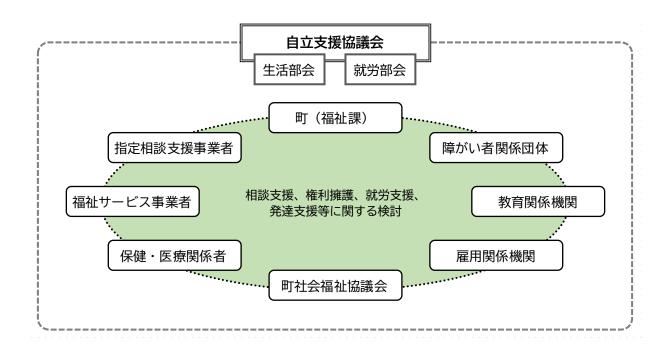


自立支援協議会

障がいのある人の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、相談支援などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。そのためには、町、指定相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者が「支援ネットワーク」を構築していくことが重要です。

町では、障がい者自立支援サービスに関するこうした支援ネットワーク構築の中 核的役割を果たす機関として「自立支援協議会」の設置を継続し、随時、必要なケ ース検討や連絡・調整を行っていきます。

自立支援協議会の構成イメージ





(4)成年後見制度利用支援事業

■サービス名・内容

サービス名	内 容
成年後見制度利用支援事業	「成年後見制度」を利用することが有用であると認められる障がいのある人で、制度の利用に要する費用について補助を受けなければ利用が困難であると認められる人に、費用の一部を助成します。

■サービス量の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数/年	1	1	1

■見込量確保のための方策

町福祉課において事業を推進します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

■サービス名・内容

サービス名	内 容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見業務を適正に行うことができる法人を 育成するために研修等を実施します。

■サービス量の見込み

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	有

■見込量確保のための方策

町社会福祉協議会など、後見人等の業務を適正に担える法人の育成について検討し、実施していきます。



(6) 意思疎通支援事業

■サービス名・内容

サービス名	内 容
意思疎通支援事業	「聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人」に、「手話奉仕員、要約筆記者等を派遣するサービス」です。手話通訳を設置する事業も当該事業に含みます。なお、手話奉仕員・要約筆記者は養成講座修了者などのボランティアですが、手話については、国家資格として「手話通訳士」が、都の認定資格として「手話通訳者」があり、言葉の使い分けがされています。

■サービス量の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	6	6	6

■見込量確保のための方策

需要動向をみながら、障がいのある人一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

■サービス名・内容

サービス名	内 容
日常生活用具給付等事業	重度の身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の在宅生活を 支援するため、日常生活用具を給付すると共に、住宅改修費を助 成します。

■サービス量の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	人/年	2	2	2
自立生活支援用具	人/年	5	5	5
在宅療養等支援用具	人/年	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	人/年	2	2	2
排泄管理支援用具	人/年	368	369	371
住宅改修費	人/年	2	2	2

■見込量確保のための方策



需要動向をみながら、障がいのある人一人ひとりの状況に応じたサービスの提供 に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

■サービス名・内容

サービス名	内 容
手話奉仕員養成研修事業	日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成 するための研修を行います。

■サービス量の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成講習修了見込者数	人/年	0	0	1

■見込量確保のための方策

地域のニーズを検証し、近隣の市町村の状況を踏まえて事業実施の方法を検討します。

(9)移動支援事業

■サービス名・内容

サービス名	内 容
移動支援事業	移動支援事業は、訪問系サービス(83ページ)での同行援護・行動援護の対象とならないケースについて、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時における移動を支援するサービスです。

■サービス量の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/月	41	41	41

■見込量確保のための方策

現行の実施事業所の提供体制の確保を促進すると共に、多様な手法での移動支援事業を促進していきます。



(10) 地域活動支援センター(Ⅱ型) 事業

■サービス名・内容

サービス名	内 容
地域活動支援センター(Ⅱ型)事業	障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう「創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設」で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。

■サービス量の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地は近野土塚わらり(エヨ) 声光	実施箇所数	3	ω	ω
地域活動支援センター(Ⅱ型)事業 	実利用者数/月	37	37	37

■見込量確保のための方策

現行の実施事業所の提供体制の確保を促進していきます。



任意事業

(1) 知的障害者職親委託制度事業

■サービス名・内容

サービス名	内 容
知的障害者職親委託制度事業	職親(民間の事業経営者等)に委託して知的障がい者の生活指導・職 業指導等を行います。

■サービス量の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
委託件数	件/年	0	0	0

■見込量確保のための方策

サービス利用者に応じて必要な職親の確保に努めます。

(2)日中一時支援事業

■サービス名・内容

サービス名	内 容
日中一時支援事業	日中、障害福祉サービス事業所等において障がい者(児)などに活動 の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練などを行 います。

■サービス量の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/月	1	1	1

■見込量確保のための方策

身近な場所での利用や今後の利用増に対応できるよう努めます。



(3) 社会参加促進事業(自動車運転教習費助成・自動車改造費助成)

■サービス名・内容

サービス名	内 容
社会参加促進事業	身体障がい者・知的障がい者が、仕事等のために自動車の運転免許を取得する場合や、身体障がい者が自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を改造する必要があるときに、免許取得に係る教習費の補助や改造費用の助成を行う事業です。

■サービス量の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
教習費助成	人/年	1	1	1
改造費助成	件/年	1	1	1

■見込量確保のための方策

必要な事業を実施していきます。

(4) 訪問入浴サービス事業

■サービス名・内容

サービス名	内 容
訪問入浴サービス事業	介護保険制度のサービス対象に該当しない65歳未満の重度心身障がい 者で寝たきり等のため入浴が困難な人の居宅に巡回入浴車を派遣し、組 立式浴槽による入浴介助を行います。

■サービス量の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	実利用者数/月	3	3	3

■見込量確保のための方策

必要なサービスを実施していきます。



(5) 更生訓練費給付事業

■サービス名・内容

サービス名	内 容
更生訓練費給付事業	施設に入所、又は通所して更生訓練を受けている障がいのある人に、社会 復帰の促進を図るため、「更生訓練費」を給付します。

■サービス量の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
更生訓練費給付事業	実利用者数/月	0	0	0

■見込量確保のための方策

必要な事業を実施していきます。

(6) 障害児等タイムケア事業

■サービス名・内容

サービス名	内 容
障害児等タイムケア事業	障がいのある児童・生徒等が特別支援学校等から下校した後の活動の場を確保すると共に、障がい児のいる親の就労支援と障がい児を日常的にケアしている家族に一時的な休息を得てもらうことを目的とする事業です。

■サービス量の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児等タイムケア事業	実利用者数/月	16	16	16

■見込量確保のための方策

放課後等デイサービス事業所の開設状況やニーズの動向を踏まえ、本事業を実施していきます。





第6編 計画の推進・進行管理





第1章 推進・進行管理の考え方

1 「PDCA サイクル」に基づく推進・進行管理

「障害者総合支援法」においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析と評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することやその他の必要な措置を講じること(「PDCAサイクル」)とされており、本計画もこの考え方を基本とします。

「PDCAサイクル」のイメージ

Plan (計画)

「基本指針」に即して成果目標及び 活動指標を設定すると共に、障害福 祉サービスの見込量の設定やその 他確保方策等を定める。



Act(改善)

中間評価等の結果を踏まえ、必要が あると認めるときは、障害福祉計画 の見直し等を実施する。

Do (実行)

計画の内容を踏まえ、事業を実施する。



Check (評価)

成果目標及び活動指標については、 少なくとも1年に1回その実績を把 握し障害福祉計画の中間評価とし て、分析・評価を行う。



2 「成果目標」と「活動指標」について

国の「基本指針」では、計画に「PDCAサイクル」を導入するにあたり、指針の「第二」における目標を「成果目標」とし、指針の「第三」における"計画の作成に関する事項"である障害福祉サービスの見込量等を「活動指標」としているため、町においてもそれに準じ、「成果(数値)目標」(第5編第2章参照)と「活動指標」(第5編第4~6章参照)を最大の主眼として計画の推進・評価を行っていきます。



第2章 計画推進の体制

1 啓発・周知の徹底

今後もサービスを必要とする障がいのある人が円滑にサービスを利用することができるように、 町ホームページや「広報みずほ」、相談支援事業所等を通じて制度の仕組みやサービスの利用方法 等について周知を図り、安定した利用が確保されるように努めていきます。

2 サービス提供体制の確保

「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」に定める成果目標(数値目標)や活動指標(各サービス提供目標)の実現に向け、庁内の関係各課が密接な連携のもと取り組むと共に、施設や企業等関係するその他の機関にも広く理解と協力を呼びかけ、サービス提供体制の確保を図ります。

また、障害福祉サービス事業所等の整備にあたっては、都の補助金を活用し、必要なサービス 提供体制の確保を図ります。

3 相談支援体制の強化、「自立支援協議会」の運営

障がいのある人が住み慣れた地域において、健康で自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの円滑な提供が行われるだけでなく、サービスの適切な利用を支える相談体制の確立が不可欠です。

このため、地域の実情に応じて、中立・公平な立場で適切な相談支援ができる体制の整備を図ると共に、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の 実務者から成る「自立支援協議会」を運営し、相談支援体制に関わるネットワークの確立・強化を 図ります。

4 住民との協働体制の構築・強化

障がいのある人が自立した生活を営むのに必要なサービスを活用していくためには、町だけでなく施設や企業も含め、幅広い分野の住民が障がいのある人や障がい者団体と密接な連携を保ち、 障がい及び障がいのある人への理解を深め、問題や課題を共有し、それぞれの立場ですべきこと やできることを考え、自立支援や就労支援に取り組んでいくことが必要です。

そのため、幅広い分野の住民が共通の認識を持ち、本計画の実現に向けて取り組むことができるように、プライバシーや個人情報の保護に配慮した上で、できるだけ多くの情報の提供に努め、町と住民による協働体制の構築・強化を図ります。



5 庁内及び東京都との連携体制の構築

計画の推進にあたっては、関係各課との連携を図り、全庁的な体制で取り組んでいきます。また、広域的な調整や「サービスの質」の向上を図るための人材養成やサービス評価等、東京都における取り組みが不可欠であるため、都の関係部局とも密接な連携体制を構築します。

6 計画の達成状況の評価・点検

毎年、サービス見込量についての目標達成状況や、地域生活への移行、一般就労への移行等について、サービス提供側の実態把握だけでなく、サービスの利用実態や評価を把握すると共に、場合によってはヒアリング調査を実施し、計画の達成状況について質的にも調査を行います。

各種の情報・要望については、「地域保健福祉審議会」等において毎年総合的に内容を分析し、 計画の進捗状況について評価を行います。

7 住民意見等の計画への反映

計画の内容に関しては、町ホームページや「広報みずほ」等を通じて公表すると共に、広く住民 に意見を求め、今後の計画への反映を検討します。また、緊急性の高い問題や新たな課題への対 応が必要となった場合には、対策を検討し、計画に反映させていきます。





資料編





1 策定経過

期 日	内 容
令和5年7月11日	○第1回瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会 ①障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の概要について ②障害福祉計画アンケート調査(案)について
令和5年8月3日~ 8月25日	○アンケート調査の実施
令和5年11月29日	○第2回瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会①障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の考察・総評について②障害福祉計画アンケート調査結果について
令和6年1月12日	○第3回瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会①障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(素案)について②障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(素案)における意見募集について
令和6年1月17日~ 1月30日	○計画への意見募集の実施
令和6年2月16日	○第4回瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会①障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画における 意見募集の結果及び考察について②瑞穂町地域保健福祉審議会及び議会への報告について
令和6年3月29日	○第2回瑞穂町地域保健福祉審議会①障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の報告



2 瑞穂町地域保健福祉審議会条例

平成17年3月7日 条例第3号

(設置)

第1条 社会環境の変化に的確に対応した保健福祉サービスのあり方を検討し、瑞穂町における保 健福祉施策の向上と適正な執行を図るため、瑞穂町地域保健福祉審議会(以下「審議会」という。) を置く。

(所掌事項)

- 第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議し、町長に答申 する。
 - (1) 保健福祉施策の基本的事項に関すること。
 - (2) 保健及び福祉の基本計画に関すること。
 - (3) 保健、福祉及び医療の連携に関すること。
 - (4) その他保健福祉施策に関して町長が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する委員25人以内をもって組織する。
 - (1) 学識経験者 2人以内
 - (2) 保健福祉関係施設の代表者 3人以内
 - (3) 保健福祉関係団体の代表者 5人以内
 - (4) 公共的団体の代表者 5人以内
 - (5) 関係行政機関の職員 3人以内
 - (6) 公募委員 3人以内
 - (7) 町職員 4人以内
- 2 専門事項を調査し、及び審議するため必要があるときは、町長は、専門委員を委嘱し、又は任命することができる。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 専門委員の任期は、町長が指定した事項の調査及び審議が終了するまでの間とする。 (会長及び副会長)
- 第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

- 第6条 審議会は、会長が招集し、議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、公開するものとする。ただし、個人情報の保護のために会長が必要と認めるときは、 これを非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門分科会)

第8条 審議会に必要に応じて専門分科会を置き、専門分野ごとの調査及び検討を付託することができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(平成20条例1・平成23条例4・一部改正)

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。 (平成17年6月23日規則第33号で、平成17年6月24日から施行)

附 則(平成20年3月14日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月14日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。



3 瑞穂町地域保健福祉審議会条例施行規則

平成17年6月23日 規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞穂町地域保健福祉審議会条例(平成17年条例第3号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会の所掌事項)

- 第2条 条例第8条で定める専門分科会(以下「分科会」という。)は、付託された事項について、調査し、及び審議する。
- 2 分科会は、付託された事項について、調査し、及び審議した結果を審議会に報告する。 (分科会の委員)
- 第3条 分科会に属すべき委員は、審議会で協議し決定する。
- 2 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、その分科会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 3 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。
- 4 副分科会長は、会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、そ の職務を代理する。

(分科会の会議)

- 第4条 分科会の会議は、分科会長が招集する。
- 2 分科会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。
- 3 分科会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。
- 4 分科会は、公開するものとする。ただし、個人情報の保護のために分科会長が必要と認めると きは、これを非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第5条 分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 分科会の庶務は、審議事項を所管する課において処理する。

附 則

この規則は、平成17年6月24日から施行する。



4 瑞穂町地域保健福祉審議会委員名簿

任期:令和5年4月1日~令和8年3月31日(敬称略)

選出区分等	氏 名	所属名等
学識経験者	村 井 祐 -	- 田園調布学園大学教授
	田中育夫	(福) 平成会 不老の郷 施設長
保健福祉関係 施設	小 林 伸 成	就 瑞穂町公私立保育園園長会会長 むさしの保育園園長
	杉 浦 章 -	- (福)コロロ学舎 瑞学園 園長
	鈴木寿和	瑞穂町医師会長
	○原 隆 寿	西多摩地区保護司会瑞穂分区
保健福祉関係 団体	海老原 茂 子	瑞穂町身体障害者共生会会長
	五十嵐	瑞穂町心身障害者(児)福祉センターあゆみ センター長
	飯田祐子	子育でに関する団体
	◎石 川 佰	瑞穂町民生委員・児童委員協議会会長
	中村憲一	- 瑞穂町寿クラブ連合会会長
公共的団体	粕 谷 雅 人	瑞穂町社会福祉協議会事務局次長
	小 川 明 正	瑞穂町健康づくり推進委員委員長
	日 野 元 信	瑞穂町教育相談室室長
	渡部裕之	四多摩保健所所長
関係行政機関	竹 中 雪 与	立川児童相談所所長
	森泉旬子	西多摩福祉事務所所長
	石 藏 陽 子	一般住民
公募委員	石 井 トモ子	一般住民
	川鍋悦子	一般住民
	大 井 克 己	2 企画部長
 町職員	小作正人	協働推進部長
	福島田子	福祉部長
	小峰芳符	教育部長
	田野太郁哉	福祉部福祉課長
事務局	小 山 健 -	福祉部福祉課福祉推進係長
	一ノ瀬を散きむ	福祉部福祉課福祉推進係主事

◎:会長 ○:副会長



5 瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会委員名簿

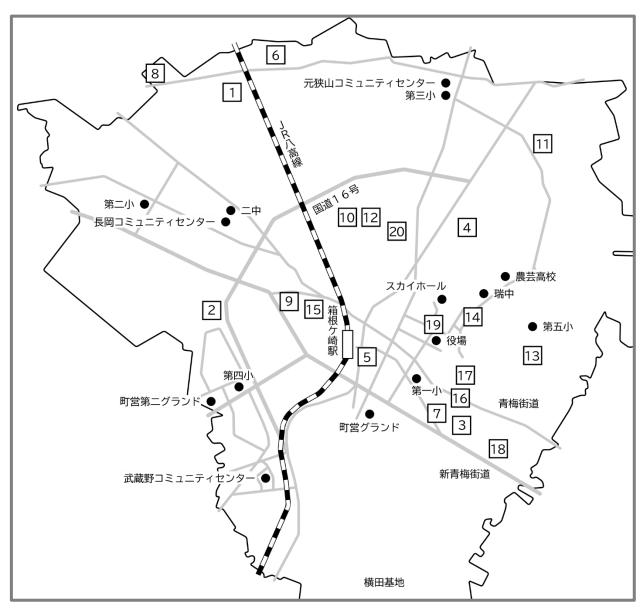
(敬称略)

氏 名	選出区分等	備考
◎杉 浦 章 一	□□□学舎 瑞学園 園長	審議会委員
谷口美子	瑞穂町身体障害者共生会	分科会委員
類 家 京 子	瑞穂町民生委員・児童委員協議会 障がい福祉部 会長	分科会委員
隅河内 司	田園調布学園大学 教授	分科会委員
栗原教光	瑞穂町医師会 栗原医科歯科医院・矯正歯科 院長	分科会委員
五十嵐 崇	瑞穂町心身障害者(児)福祉センターあゆみ センター長	審議会委員
〇池 谷 牧 雄	瑞穂町社会福祉協議会	分科会委員
石 藏 陽 子	一般住民	審議会委員
高津奈緒美	東京都西多摩保健所 保健対策課 課長代理	分科会委員
福島由子	福祉部長	審議会委員
田野太郁哉	福祉部福祉課長	事務局
若松亮子	福祉部福祉課障がい者支援係長	事務局
田口恵里子	福祉部福祉課障がい者支援係 主任	事務局

◎:分科会長 ○:副分科会長



6 瑞穂町障害福祉関連事業所マップ



■事業所一覧

■ +:	未川・見			
1	高齢者在宅サービスセンターみずほ	10	瑞穂町福祉作業所 さくら	
2	つくし	11	瑞穂町精神障害者共同作業所 ころぼ	つくる
3	訪問介護 菫	12	瑞穂町精神障害者地域活動支援センタ	ー ひまわり
4	すだち寮(グループホーム)	13	瑞穂町心身障害者(児)福祉センター	あゆみ
5	アルタイル(グループホーム)	14	瑞穂町社会福祉協議会	
6	ベガ(グループホーム)	14	瑞穂町障害者就労支援センター	
0	スバル(グループホーム)	15	わーくあっぷ瑞穂	
7	グループホームみずほ	16	アップルキッズ	
	千種館(短期入所)	17	イノーヴェ瑞穂	
8	瑞学園(施設入所・短期入所・生活介護)	18	グループホーム心之泉瑞穂	
0	フラップ(計画相談支援)	19	フェリチタ	
	スウィング	20	訪問介護一休瑞穂	
9	発達支援トレーニングらんぱす			

ş,																		
	21					訪問系サービス	ービス	#	日中活動系サービス	ナービス	出	居住系サービス	ドメ	地域	地域生活支援事業	事業	障害児通所	通所
	事業所名	所在地	電話番号 (市外局番 042)	世 理 選 選 盟 監 記 認 …	障害 別名 勝支 居宅 大議	金麗 重視化 製肥紙	要	五 養 発 子 と 大 発 数 型 関 型 は が は が は り は り は り は り は り は り は り は り	25 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型	十 一 一 三 三 三	为 所 所	并 緩 明 記 記	短期入所	移動支援	916 77	地活友セタダ動援シー	放後デサビ課等イース	光 強 強 強
-	高齢者在宅サービスセンターみずほ	瑞穂町箱根ケ崎 922-1	9900-955		•	_	•							•				
8	J<0	瑞穂町箱根ケ崎西松原 51-3	557-6800		•	•	•							•				
m	訪問介護 菫	瑞穂町殿ケ谷 835-1-101	513-9555		•	•								•				
4	すだち寮	瑞穂町高根 208-7	557-7776									•						
2	アルタイル	瑞穂町箱根ケ崎 275-6	9960-899									•						
۷ (ベガ	瑞穂町富士山栗原新田 17-4	9960-899									•						
0	スパル	瑞穂町富士山栗原新田 17-5	9960-899									•						
_	グループホームみずほ	瑞穂町石畑	568-5321									•						
	千種館	瑞穂町箱根ケ崎 938-5	9960-899										•					
0	瑞学園	瑞穂町箱根ケ崎940	9960-895							•	•		•					
0	フラップ	瑞穂町箱根ケ崎 940	9960-899	•	•													
	スウィング	瑞穂町箱根ケ崎 940	9960-899														•	
6	発達支援トレーニングらんぱす	瑞穂町箱根ケ崎 1401-1-202	513-8123														•	
10	福祉作業所 さくら	瑞穂町箱根ケ崎 831-2	557-1621	•	•			•										
=	精神障害者共同作業所 ころぼっくる	瑞穂町駒形富士山178-1	556-9635					•	•									
2	精神障害者地域活動支援センター ひまわり	瑞穂町箱根ケ崎 806-1	557-5145	•												•		
3	, 心身障害者(児)福祉センター あゆみ	瑞穂町石畑 2193	556-6655												•	•		
5	瑞穗町社会福祉協議会	瑞穂町石畑 2008	557-0159	•	計画相談支援のほか、総合相談受付、有償家事援助サービスなどの福祉サービスの提供や、権利擁護センタ	のほか、	総合相談3	受付、有償	家事援助	サービスな	どの福祉	サービスの	の提供や、	権利擁護	センター	ーみずほの運営を行います	軽さを行い しょうしゅう しゅうしゅう しゅう	法す。
4	瑞穂町障害者就労支援センター	瑞穂町石畑 2008 ふれあいセンター内	568-0139	障がい者等の職業相談、就労準備支援等の就労支援や、	の職業相談	5. 就労準	備支援等(の就労支援	きや、付随	する自立	き活のたる	付随する自立生活のための生活支援を行います	援を行いる	¥.				
15	カーくあっぶ瑞穂	瑞穂町箱根ケ崎 463-6	557-8337					•		•								
9	アップルキッズ	瑞穂町石畑 196-2	080-4888-5441															•
17	イノーヴェ瑞穂	瑞穂町石畑 1690-2	513-9929					•										
∞	グループホーム心之泉瑞穂	瑞穗町殿ケ谷	513-8608									•						
6	フェリチタ	瑞穂町箱根ケ崎 2344-4	513-8305					•										
50) 訪問介護一体湍穂	瑞穂町駒形富士山 323-1	513-8189		•													



瑞穂町障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

令和6年3月

発 行 瑞穂町

編集瑞穂町福祉部福祉課障がい者支援係

〒190-1292

東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335番地

Tel:(042)557-0574(直通) Fax:(042)556-3401(代表)









令和6年3月 瑞 穂 町

